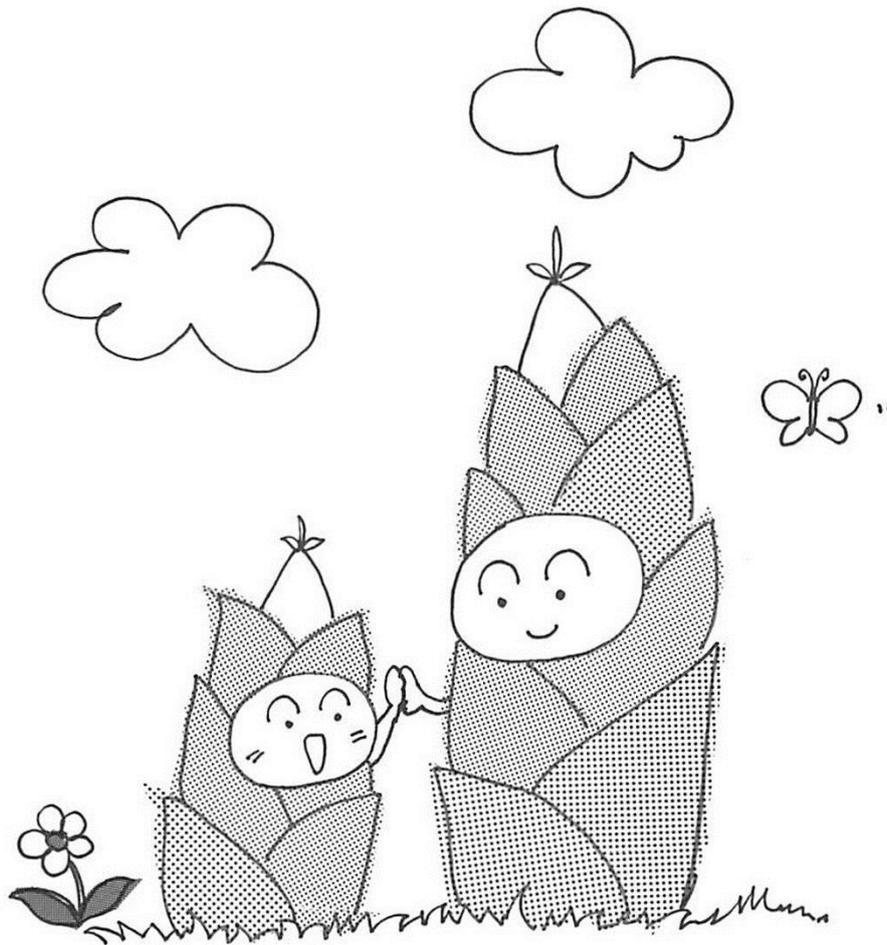


## 第3期

# 島本町ひとり親家庭等自立促進計画

(平成27年度～平成31年度)



平成27年3月

島本町



## はじめに

本町では、平成16年度に「島本町母子家庭等自立促進計画」（第1期計画）を、また平成21年度に「第2期島本町母子家庭等自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭の自立に向けた支援に努め、各種施策を実施してまいりました。

ひとり親家庭等の皆様は、子育てと生計の維持という両方の役割を担わなければならない、就労や育児、家事など、経済面、日常生活面でさまざまな悩みや不安を抱えており、それぞれの家庭の実情に応じたきめ細かな支援を行うことが重要です。

このたび、第1期・第2期計画の基本理念を継承しつつ、法律改正や、各種制度及び社会情勢の変化を反映し、「ひとり親家庭等が安定して生活し、子どもたちが健やかに育つまち」を基本理念とする「第3期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」を策定いたしました。本計画は、ひとり親家庭等の皆様を対象としたアンケート調査により判明した、ひとり親家庭等の生活実態や支援策へのニーズを踏まえ、平成31年度を目標年度として施策の基本的な方向性を示したものです。今後は、この計画に基づき、相談機能及び情報提供の充実をはじめ就労支援など、基本理念に基づく地域社会の実現をめざし、施策を着実に推進してまいります。

最後に、計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきましたひとり親家庭、寡婦の皆様、積極的な審議をしていただきました島本町住民福祉審議会の皆様に心より厚くお礼申し上げますとともに、今後一層のご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

平成27年3月

島本町長 川口 裕

# 目次

## 第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の体制	4
5. 計画の推進	4

## 第2章 現状と課題

1. 本町の概況	5
2. 総人口の推移	5
3. ひとり親家庭等の動向	6
4. 第2期 島本町母子家庭等自立促進計画の評価	9
5. アンケート調査結果からみる現状	15
6. 今後の課題	19

## 第3章 基本理念

1. 基本理念	21
2. 基本目標	22
3. 施策体系	23

## 第4章 基本方向

基本目標 1. 相談支援・情報提供の充実	24
基本目標 2. 就労支援の充実	29
基本目標 3. 子育て・教育支援の充実	32
基本目標 4. 生活支援の充実	36
基本目標 5. 啓発・交流の推進	39

## 参考資料

1. 諮問	42
2. 答申	43
3. 第3期島本町ひとり親家庭等自立促進計画策定までの経過	44
4. 島本町住民福祉審議会設置条例	45
5. 島本町住民福祉審議会委員名簿	47
6. 用語集	48

# 第1章 計画の概要

---

## 1. 計画策定の背景と趣旨

### <ひとり親家庭をめぐる状況>

全国的な状況を見ると、離婚件数は平成14年を境に減少していますが、ここ25年ほどの間に母子家庭の数は大幅に増加しています。島本町（以下、「本町」という。）の状況も同様であり、平成2年の国勢調査の母子家庭数に比べ、今回の計画策定に当たりアンケート調査の対象となった母子世帯数は3倍近く増加しています。

全国母子世帯等調査結果によれば、就労中の母子家庭の母の約半数が、パート、アルバイト等の雇用形態で就労しており、就労収入の平均は年間200万円以下の低水準にあります。

一方、父子家庭の父については、子どもの養育や家事等の生活面で困難を抱え、また就労面でも困難を抱える方もいます。

### <国・大阪府の動向>

戦後の母子寡婦福祉対策は、戦争未亡人対策として始まり、まず遺族年金制度や母子福祉資金の貸付制度が整備された後、児童扶養手当制度が創設されました。昭和39年には、母子家庭及び寡婦の生活安定等のための対策を定めた母子及び寡婦福祉法（以下「母子寡婦福祉法」）が制定されました。

その後、母子寡婦福祉法の改正等により、経済的支援から子育て・生活支援と就労支援を中心とした総合的な自立支援への転換が図られ、また、福祉事務所における母子自立支援員（平成26年10月から「母子・父子自立支援員」に名称変更）の配置など、より身近な地域での相談機能の充実が図られています。

最近の動きとしては、平成25年3月に、ひとり親家庭の親の安定した就業の確保を目的とした「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行されました。また、平成26年10月には「母子寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（以下「母子父子寡婦福祉法」という。）と改正され、父子家庭に対しても必要な支援を行うことが法律上明記されました。改正においては、ひとり親の生活・経済面での自立と子どもの健やかな成長、また、子どもの貧困対策にも資することを目的として、父子家庭への支援の拡大のほかに、支援体制の充実、支援施策・周知の強化などがうたわれています。

平成26年8月に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」においても、貧困の連鎖の防止のため、ひとり親家庭の親に対する就労支援、生活支援が重点施策として掲げられています。

平成27年4月からは、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図ることを目的とした「生活困窮者自立支援法」に基づく各種支援事業や、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

## <島本町の取組み>

本町は「子育てと生計をひとりで担っている母子・父子家庭の親が、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくり」を基本理念として「島本町母子家庭等自立促進計画」を平成17年3月に策定しました。その後、平成22年3月に「第2期島本町母子家庭等自立促進計画」（以下「第2期計画」）を策定し、相談機能及び情報提供の充実をはじめ、就業支援などの施策を進めてまいりました。

今回、第2期計画の計画期間が終了するにあたり、ひとり親家庭等をめぐる状況や関係法律・制度の改正状況を踏まえ、「第3期ひとり親家庭等自立促進計画」と改称して策定するものです。

## <用語の定義>

---

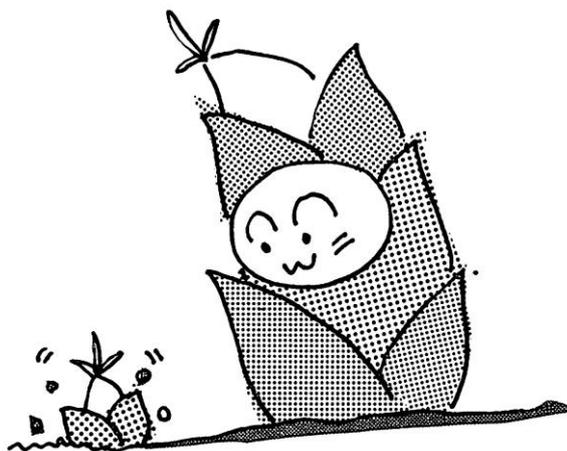
「母子家庭」…配偶者のいない（死別・離別・配偶者の生死不明・配偶者からの遺棄等・婚姻によらないで母となった）女性で、20歳未満の児童を扶養している家庭。

「寡婦」…配偶者のいない女性であって、かつて母子家庭の母であった方のうち、子が20歳以上の方。

「父子家庭」…配偶者のいない（死別・離別・配偶者の生死不明等）男性で、20歳未満の児童を扶養している家庭。

「ひとり親家庭」…母子家庭及び父子家庭。

「ひとり親家庭等」…母子家庭及び父子家庭並びに寡婦。

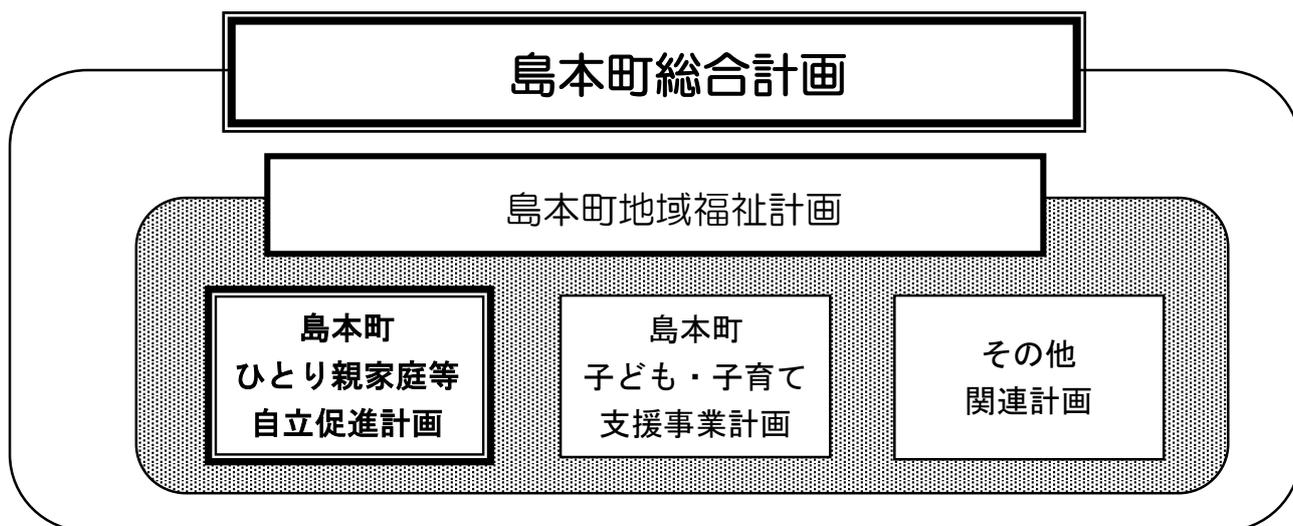


## 2. 計画の位置付け

この計画は、母子父子寡婦福祉法第 11 条に定める「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき策定した、同法第 12 条に定める「ひとり親家庭等自立促進計画」です。

この計画は、同法の規定により、母子家庭、父子家庭、及び寡婦を対象としています。

また、本町のまちづくりの基本指針である「第四次島本町総合計画」、地域福祉の総合的な計画である「第 3 期島本町地域福祉計画」を上位計画に位置付けるとともに、「島本町子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画や、大阪府の「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」との整合を図ります。



## 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢やひとり親家庭等を取り巻く環境の変化や、関係法令・制度の改正により、見直しの必要が生じた場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
計画期間	【第 1 期計画】		【第 2 期計画】				【本計画(第 3 期計画)】				
	→		→				→				

## 4. 計画策定の体制

### (1) 島本町住民福祉審議会による審議

計画策定にあたっては、保健・医療・福祉の関係者や各種団体の代表、学識経験者、行政機関、公募委員などで構成される町の附属機関である「島本町住民福祉審議会」における審議・検討を踏まえ策定しました。

### (2) 計画策定に関するアンケート調査の実施

計画策定にあたっては、ひとり親家庭や寡婦の方々をめぐる状況を把握し、必要な支援や今後の施策を検討する基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

対象者	町内に住むひとり親家庭及び寡婦
実施期間と方法	平成26年10月29日～11月14日、発送・返信とも郵送
配布数	275件
回収数（回収率）	106件（38.5%）

### (3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、計画案を公表し、広く住民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

実施期間	平成27年1月15日～平成27年2月13日
実施方法	郵送・FAX・持参・町ホームページの意見フォームにより募集
意見の数	1件【1人】
主な意見の内容	父子家庭への支援について

## 5. 計画の推進

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進するため、「島本町住民福祉審議会」において、毎年度、計画の進捗状況などの確認をはじめ、計画の効果的な評価のしくみや計画の推進施策、新たに生じた課題とその解決策などについても検討を進めます。また、計画の成果についての評価・検証などを行います。

なお、計画の進捗状況については、評価の客観性を確保するとともに、町のホームページ等を通じて評価・検証結果を広く住民に公表し、進行管理の透明性に努めます。

# 第2章 現状と課題

## 1. 本町の概況

本町は、風光明媚で豊かな自然を残しながらも、大阪市と京都市のほぼ中間点に位置し、交通の利便性が高いことから、良好な郊外住宅地として発展してきました。

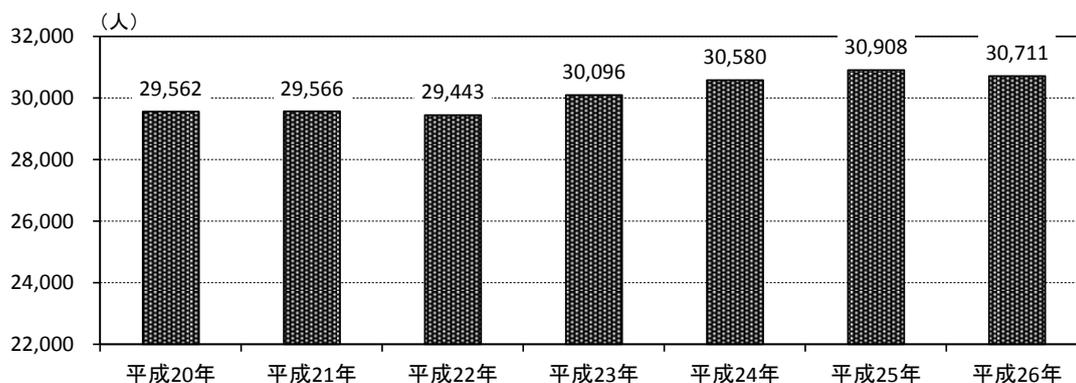
人口は、昭和40年から昭和60年にかけて住宅開発などにより増加が続き、昭和62年に3万人に到達しました。その後、一時3万人を割る時期もありましたが、平成20年のJR島本駅の開設や、大規模マンションの開発などにより、平成26年4月1日現在では、30,711人となっています。それらの要因に伴う子育て世帯の増加により、出生数も増加傾向にあります。

## 2. 総人口の推移

総人口については、平成21年から22年にかけて減少したものの、平成23年に増加に転じ、平成26年には30,711人となっています。

なお、「第四次島本町総合計画」（目標年次：平成31年度）においては、平成31年度の人口目標を32,000人程度と設定しています。

【総人口の推移】



資料：住民基本台帳（平成24年までは、住民基本台帳及び外国人登録）（各年4月1日現在）

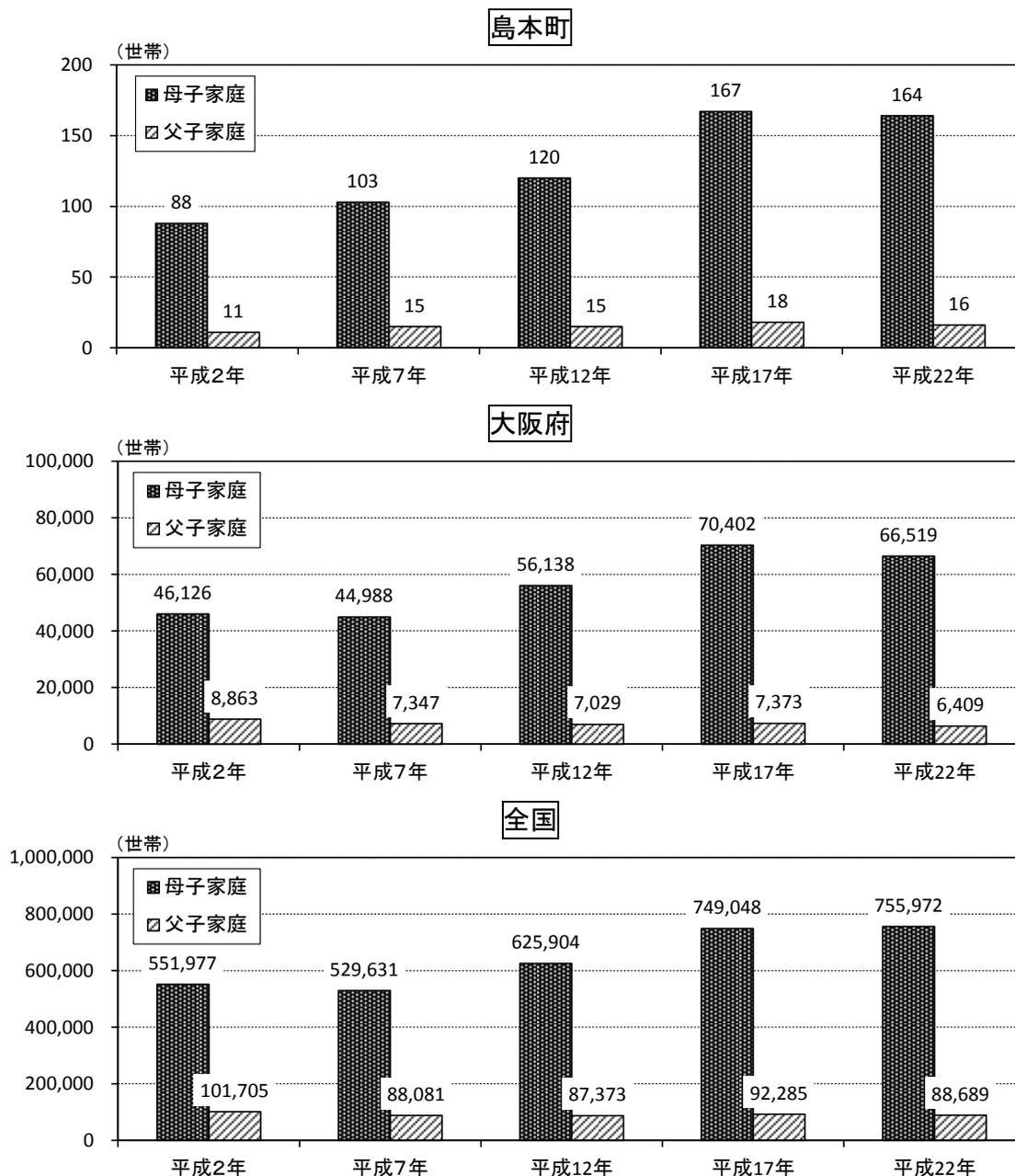
### 3. ひとり親家庭等の動向

#### (1) ひとり親家庭の世帯数の推移

国勢調査によると、本町の母子家庭は平成2年から平成22年までに約1.9倍に増加しています。また、父子家庭は平成2年から平成22年までに約1.5倍に増加しています。

ひとり親家庭の世帯数は、全国、大阪府、本町において増加傾向にありましたが、平成17年から平成22年にかけて、母子家庭は大阪府及び本町で減少し、父子家庭は全国、大阪府、本町のいずれも減少しています。

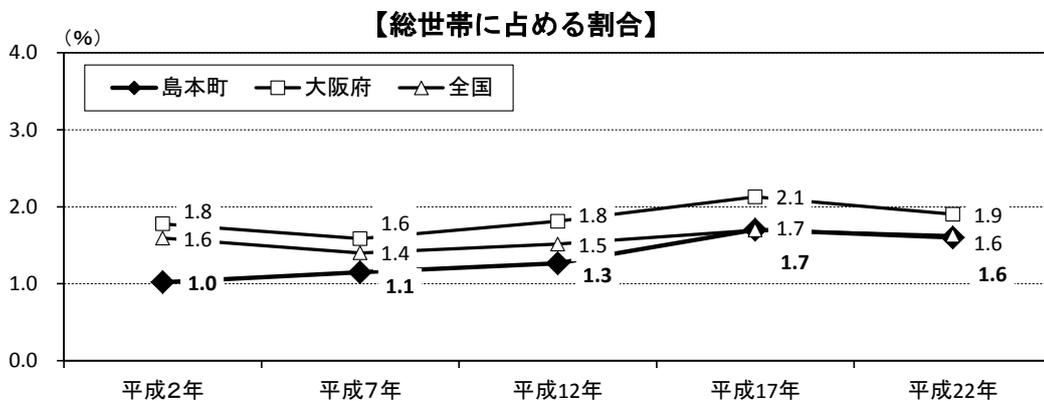
【ひとり親家庭の世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

総世帯に占めるひとり親家庭の割合は、全国、大阪府、本町ともに平成12年以降増加傾向にありましたが、平成22年は減少しています。

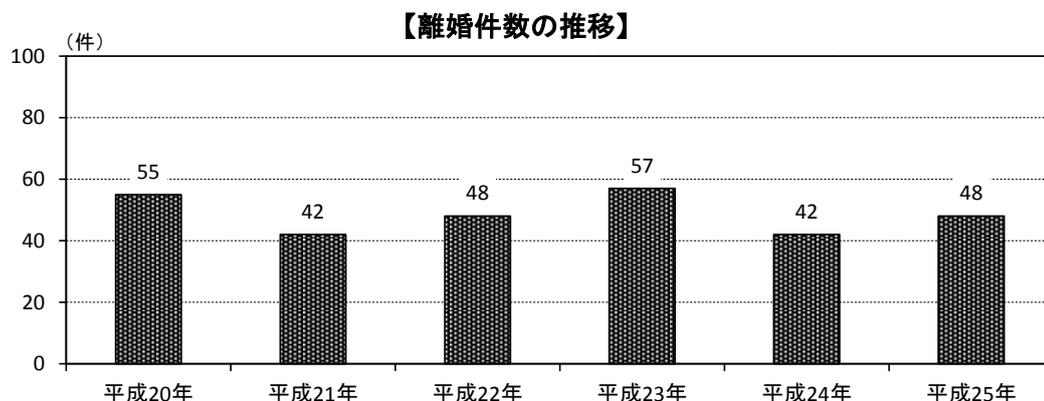
本町におけるひとり親世帯の割合は、過去、全国や大阪府の値を下回っていましたが、最近では、平成17年度で1.7%、平成22年度で1.6%と、全国とほぼ同じ割合になっています。



資料：人口動態統計

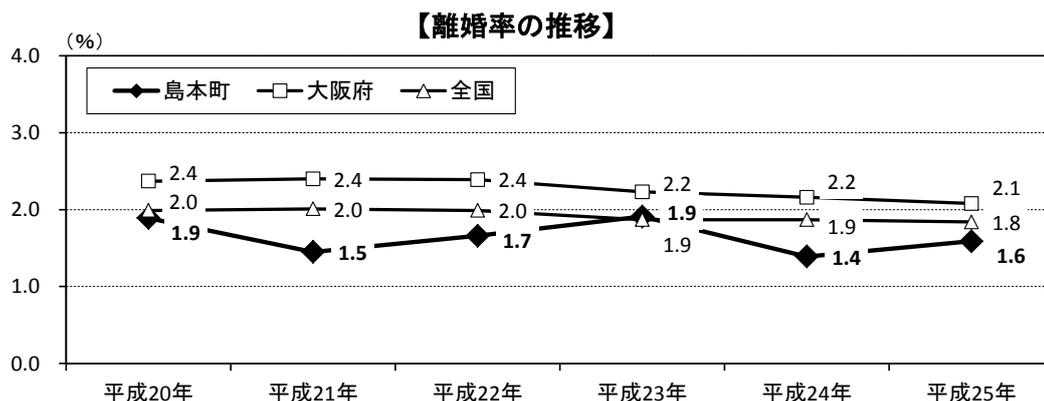
## (2) 離婚の状況

本町の離婚件数は、平成20年以降増減を繰り返しています。近年においては、平成23年で57件、平成24年で42件、平成25年で48件となっています。



資料：人口動態統計

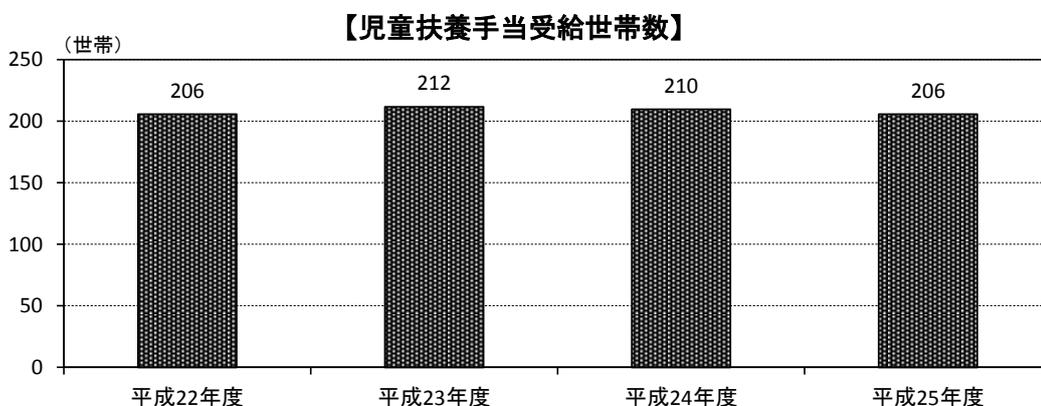
離婚率は、全国、大阪府ともに僅かながら減少傾向にあります。本町は増減を繰り返していますが、全国、大阪府の離婚率に比べて低い値で推移しています。



資料：人口動態統計

### (3) 児童扶養手当の状況

児童扶養手当受給世帯数は平成 23 年度をピークに減少しており、平成 25 年度（206 世帯）は平成 22 年度と同じ世帯数となっています。



資料：厚生労働省福祉行政報告例、各年度 3 月末現在

児童扶養手当認定世帯の世帯類型では、離婚世帯が最も多く 90% 近くを占めています。その次に未婚世帯が多い結果となっています。

**【児童扶養手当受給世帯類型】**

区分	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
離別	184	89.3%	189	89.2%	189	90.0%	179	86.9%
死別	3	1.5%	3	1.4%	2	1.0%	3	1.5%
未婚	15	7.3%	15	7.1%	14	6.7%	18	8.7%
障害者世帯	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
遺棄世帯	0	0.0%	1	0.5%	1	0.5%	1	0.5%
その他の世帯	3	1.5%	4	1.9%	4	1.9%	5	2.4%

資料：厚生労働省福祉行政報告例、各年度 3 月末現在

## 4. 第2期 島本町母子家庭等自立促進計画の評価

第2期計画（計画期間：平成22年度～平成26年度）は、「子育てと生計をひとりで担っている母子・父子家庭の親が、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくり」を基本理念として各種事業を実施しました。

### 基本方向1. 人権尊重

性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、啓発等の取組みを進めました。また、すべての住民の基本的人権が守られる心豊かな地域社会の実現をめざして人権啓発に努め、人権週間事業の一環として「人権のつどい」を開催しました。

ひとり親家庭等の人権が尊重されるよう、今後も継続した啓発活動の推進が必要です。

【「人権のつどい」参加状況】

(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
参加者	174	123	103	88

### 基本方向2. 相談機能及び情報提供の充実

#### (1) 母子・父子自立支援員等による相談事業と情報提供の充実

母子自立支援員（平成26年10月から母子・父子自立支援員に改称）による母子・寡婦・父子相談について、平成23年度から週4日に相談日を増やして実施しました。

ひとり親家庭等の生活の安定と自立のための相談や情報提供の窓口として、今後も支援員を配置し、各種相談に対して適切な助言を行うこと、また、各連携機関や庁内関係部局との連携を図り、相談・支援事業の充実に努める必要があります。

【母子・父子自立支援員による相談件数】

(件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実件数	155	123	111	87
延べ件数	207	189	241	211

#### (2) 情報提供の充実

ひとり親家庭等が利用できる制度を記載したパンフレットを定期的に更新して窓口に設置するとともに、児童扶養手当の現況届の提出案内に同封して対象家庭に送付しました。また、各種制度について、広報やホームページによる情報提供に努めたほか、相談内容に応じて、個別にパンフレットを配布・送付しました。

本町では、ひとり親家庭等に対して幅広い支援を行っていますが、一部の事業において利用数が少ないことから、認知度が低い状況にあると考えられます。今後も継続して情報提供に努めて認知度を高め、ひとり親家庭等を支援する必要があります。

## 基本方向 3. 就業支援

### (1) 就業あっせん

#### ①母子・父子自立支援員による就業相談

ひとり親家庭等からの就労や資格取得の相談に対応するとともに、ハローワークへの同行など就労支援を実施しました。また、ハローワークと連携して自立支援プログラムを策定し自立促進に努めました。

今後もひとり親家庭等の自立に向け、継続して相談支援を実施することが必要です。

【母子・父子自立支援員による就業相談の状況】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
求職相談者数(人)	14	15	14	15
求職相談回数(回)	24	18	80	17
資格取得相談者数(人)	19	7	11	13
資格取得相談回数(回)	23	13	19	52

#### ②就業・自立支援センター事業等の紹介

大阪府母子家庭等就業・自立支援センターが行う各種就業支援講習会の案内を広報に掲載するとともに、窓口を設置したパンフレットにより情報提供に努めました。

今後もひとり親家庭等の自立に向け、継続して情報提供等に努めることが必要です。

#### ③地域就労支援事業

就職困難者を対象にした地域就労支援事業を実施し、ハローワークと連携の上求人情報のPRに努めました。

今後も、広報やホームページなどで地域就労支援事業を周知していくことが必要です。

【地域就労支援事業の実施状況】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
求職相談者数(人)	15	16	22	13
求職相談回数(回)	27	38	34	20
就職者数(人)	2	1	1	1

### (2) 職業訓練等の実施・促進

#### ①母子家庭高等技能訓練促進事業（平成26年度に高等職業訓練促進費に改称）

就労に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で訓練受講中の母子家庭の母に対し、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給しました。

今後も、ひとり親家庭等が就労により自立できるよう、事業を継続実施するとともに、制度に関する情報提供の充実を図ることが必要です。

### 【母子家庭高等技能訓練促進事業の実施状況】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数(人)	—	2	2	3
支給額(円)	—	3,434,000	2,538,000	2,603,500

※平成23年度から事業を実施

### ②自立支援教育訓練給付金

児童扶養手当現況届提出の案内を行う際に、事業の概要・相談先が書かれているパンフレットを送付しました。また、広報及びホームページなどにより制度の周知を行いました。

しかしながら、依然として相談・利用件数が少ないことから、周知回数を増やす等制度の周知に努める必要があります。

### 【自立支援教育訓練給付金の利用状況】

(件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	2	0	1	0
利用件数	0	0	0	0

### ③大阪府実施職業訓練事業の紹介

広報への掲載やパンフレットの設置等により、就業支援講習会等の情報提供に努めました。

ひとり親家庭の就労のために、就業支援講習会や職業技術専門校の募集、職業能力形成システム等について、継続して情報提供に努める必要があります。

### (3) 就業機会創出のための支援

近隣自治体と合同で就職フェアを開催するとともに、ハローワークなどの関係機関と連携して求人情報の提供に努めるなど、雇用・就労に向けた取組を進めました。また、母子寡婦福祉会に対し、庁舎・ふれあいセンターでの売店の運営を許可し、活動を支援しました。

今後も商工会や地元企業、近隣自治体とも連携した就労支援の取組を継続して実施する必要があります。

## 基本方向4. 子育てをはじめとした生活面への支援

### (1) 保育所優先入所の推進

保育所の入所判定時にひとり親家庭として特別の配慮を行い、優先入所を図りました。

ひとり親家庭における仕事と子育てとの両立及び自立を図るために、継続して実施する必要があります。

### 【保育所優先入所の実施状況】

(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
優先入所児童数	20	20	15	5

## (2) 保育サービスの充実

### ①保育所

町立保育所において各種工事を実施し、安全でかつ地域の子育て支援拠点となるよう環境整備を行いました。

良好な保育環境を整備するために、継続して実施することが必要です。

### ②一時保育

保護者の就労などにより一時的に家庭で保育することが困難である子どもについて、民間保育園で一時保育を実施しました。

ひとり親家庭の仕事と子育てとの両立及び自立を図るために、今後も継続して実施することが必要です。

【一時保育の利用状況】

(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用児童数	2,201	2,329	2,563	2,670

### ③短期入所生活援助事業（ショートステイ）・夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者の疾病等、家庭での養育が一時的に困難となった子どもを、児童福祉施設において養育、また保護しました。

子ども及びその家庭の福祉の向上のために、継続して実施することが必要です。

【ショートステイ及びトワイライトステイの利用状況】

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ショートステイ	利用児童数(人)	2	0	2	1
	利用日数(日)	2	0	6	1
トワイライトステイ	利用児童数(人)	4	2	3	1
	利用日数(日)	80	44	13	1

## (3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実

延長保育を実施するとともに、ひとり親家庭の優先入室を実施しました。また、障害がある児童については6年生まで利用できるよう図りました。

ひとり親家庭の子育てと仕事などとの両立を図るために、今後も継続して実施することが必要です。

【学童保育室の利用状況】

(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入室者数	234	234	232	237
うち4年生以上入室者数	0	0	0	0

(平成22年度は5月1日時点での人数。平成23年度以降は4月1日時点での人数。)

#### (4) 日常生活支援事業の推進

窓口や保育所に派遣登録制度のチラシを設置し、広報にも当該制度の記事を掲載するなど周知に努めました。

ひとり親家庭等の親が生活援助や子育て支援のサービスを利用しやすい体制づくりに努めるため、制度の周知に加え、家庭生活支援員の登録者を増やすことが必要です。

##### 【日常生活支援事業の利用状況】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数	6	5	11	8
利用者数	1	0	2	0

#### (5) 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援

母子家庭からの相談内容に応じ、施設への入所措置及び自立に向けた支援を行いました。今後も必要に応じて、母子生活支援施設を活用した支援が必要です。

##### 【母子生活支援施設の利用状況】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
施設利用世帯数(世帯)	1	2	2	0
利用者数(人)	4	7	7	0

#### (6) 公営住宅における優先入居の推進等

町営住宅については2年に一度あき家待ち募集を実施し、ひとり親世帯に対し抽選回数を2回付与する、倍率優遇方式による優先入居を実施しました。また、府営住宅の募集情報の提供を行いました。

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、今後も町営住宅のあき家待ち入居者募集における優先入居や府営住宅の情報提供を継続することが必要です。

### 基本方向5. 養育費の確保

#### (1) 養育費確保に向けた啓発の推進

離婚前相談時に、養育費確保のための情報提供を行いました。

ひとり親家庭の経済的不安の軽減に努めるため、継続して情報提供を行うことが必要です。

#### (2) 法律相談事業の実施

養育費の取り決めやその確保など、相談者に弁護士及び司法書士による法律相談の情報提供を行いました。

ひとり親家庭の経済的負担の軽減のため、継続して事業を実施することが必要です。

## 基本方向6. 経済的支援の実施

### (1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付業務の実施

母子寡婦福祉資金（平成26年10月から母子・父子・寡婦福祉資金に改称）の貸付制度に関する情報提供を行い、大阪府と連携のもと相談支援を実施しました。

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、今後も制度に関する情報提供を実施するとともに、相談支援を実施することが必要です。

#### 【母子・父子・寡婦福祉資金貸付業務の実施状況】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談者数(人)	23	20	21	21
相談件数(件)	40	61	21	21
貸付決定者数(人)	8	8	4	4

### (2) 児童扶養手当の適正な給付事業の実施

ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、子どもの福祉の増進を図るため、適正な児童扶養手当の支給業務に努めました。

今後も制度に関する情報提供を行いながら、適正な給付業務を行うことが必要です。

#### 【児童扶養手当給付事業の実施状況】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受給者数(人)	206	212	210	206
助成額(円)	84,446,650	93,175,820	93,758,980	93,686,330

### (3) 教育資金の紹介

教育センターでの「教育相談」において、奨学金についての相談に対応するなど、関係機関と連携した取組みを実施しました。

ひとり親家庭の経済的負担の軽減に努めるため、今後も継続した取組みが必要です。

### (4) ひとり親家庭医療費助成の実施

ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするため、ひとり親家庭への医療費助成を実施しました。

今後も継続して実施することが必要です。

#### 【ひとり親家庭医療費助成の実施状況】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成額(円)	13,588,282	14,224,925	13,986,052	13,994,620
対象者数・親(人)	224	256	246	218
対象者数・子(人)	329	379	375	332

## 5. アンケート調査結果からみる現状

この計画の策定にあたり実施したアンケート調査結果から見えてきた現状とニーズを整理しました。(詳細な分析結果は、別冊の「第3期 島本町ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査報告書」に掲載しています。)

### (1) 回答者

#### ○親の年代

母子家庭の母は「40～49歳」が51.2%と40代が最も多く、次いで「30～39歳」が33.3%となっています。父子家庭の父については50.0%を50代が、寡婦については38.9%を70歳以上が占めています。

#### ○ひとり親家庭になった理由

全体では「離婚(その他)」が54.7%で最も多く、次いで「離婚(配偶者からの暴力)」が18.9%、「死別」が17.9%となっています。第2期計画策定前のアンケート調査と比べて、「離婚(配偶者からの暴力)」は9.9ポイント増加しています。

母子家庭では「離婚(配偶者からの暴力)」が23.8%と、2番目に多くなっています。

#### ○子どもの就学段階

ひとり親家庭の17.0%は「就学前児童がいる」、43.2%は「小学生がいる」、27.3%は「中学生がいる」、31.8%は「高校生がいる」と回答しています。

#### ○子ども以外の同居家族

ひとり親家庭等の22.6%が、子ども以外の同居家族が「いる」、75.5%が「いない」と回答しています。

### (2) 仕事

#### ○就労状況

ひとり親家庭等のうち、「就労している」人は76.4%、「就労していない」人は22.6%で、就労している方の半数以上は非正規のパート労働等となっています。第2期計画策定前のアンケート調査と比べて、「正社員・正職員」が減少し、「パート・アルバイト」が増加しています。

#### ○働いている方の悩みや転職希望

仕事上の悩みとして、55.6%が「収入が少なく、生活が苦しい」、25.9%が「年金、雇用保険がないなど、将来に不安がある」、19.8%が「残業や休日出勤が多く、家事や育児との両立が困難」と回答しています。少数ですが、「職場で、上司や同僚の理解が得られない」、「リストラやパワハラ等の対象になりやすい」等、ひとり親家庭の人権に関する悩みも挙がっています。

正社員・正職員では、45.2%が「収入が少なく、生活が苦しい」、32.3%が「残業や休日出勤が多く、家事や育児との両立が困難」と回答しており、経済的不安があることや、仕事と子育てとの両立が厳しい状況が伺えます。パート・アルバイトでは、63.9%が「収入が少なく、生活が苦しい」、30.6%が「年金、雇用保険がないなど、将来に不安がある」と回答しており、子育てができて、現在及び将来の経済的不安が大きい状況が伺えます。

また、就労者のうち22.2%が「転職したい」（うち、パート・アルバイトは27.8%）と考えており、その理由として、「収入が少ない」、「勤務時間が合わない」、「身分が安定していない」等を挙げています。

就労に役立つ情報・機関等としては、42.0%が「ハローワーク」と回答しています。

### ○働いていない方の就労希望

働いていない方のうち54.2%が「就職したい」と考えていますが、現在就職していない・できない理由として、「自身の病気や健康状態」、「子どもの世話」、「年齢」、「時間」、「必要な資格・知識・経験」等の問題を挙げています。

### ○資格・技能

就職や仕事に役立つ資格・技能として、「自動車運転免許」、「介護福祉士・ホームヘルパー」、「パソコン関係」、「簿記・金融・保険関係」、「看護師・保健師」等を挙げています。また、今後取得したい資格・技能として、「パソコン関係」、「医療事務」、「簿記・金融・保険関係」等を挙げています。

資格・技能を取得するための講座の実施にあたっては、「受講料の軽減」、「自宅に近い場所での開講」、「休日の開講」等の配慮を求めています。

## （3）収入

### ○年間総収入

平成25年（1月～12月）の年間総収入は、32.1%が「100～200万円未満」、24.5%が「200～300万円未満」と回答しています。そのうちの就労収入は、26.4%が「100～200万円」、13.2%が「100万円未満」と回答しており、200万円未満の家庭が39.6%と厳しい状況になっています。第2期計画策定前のアンケート調査と比べて、200万円未満と400万円以上の割合が増加し、「200～400万円未満」の割合が減少しています。

### ○収入の種類

就労収入以外の世帯収入の種類として、57.5%が「児童手当」、56.6%が「児童扶養手当」、21.7%が「年金」と回答しています。「養育費」は17.9%（母子家庭で21.4%）と低い状況です。

## （4）住居

現在の住居は、38.7%が「持ち家（マンション含む）」、24.5%が「公営住宅（府営住宅・町営住宅）」、15.1%が「民間賃貸住宅」と回答しています。

住居を探すときや入居時の困りごととして、「家賃が高い」、「府営住宅・町営住宅になかなか入れない」、「保証金・敷金などの一時金が確保できない」、「希望する場所に住宅が見つからない」等を挙げています。「その他」では、「連帯保証人に頭を下げるのが辛い」、「母子が理由で住宅ローンの金利が高い」等の回答が見られます。

## (5) 養育費・面会交流

### ○養育費

養育費の「取り決めをした（公的文書・私的文書・文書なし）」のは54.9%、「取り決めをしていない」のは41.5%と回答しています。取り決めをした時点での養育費の合計月額、42.2%が「3万円以上5万円未満」と回答しています。

取り決めの有無に関わらず、養育費の受け取り状況は、「定期的に受け取っている」が22.0%、「一度も受け取ったことはない」が51.2%となっており、取り決めをしていても必ずしも受け取ることができるわけではない状況が伺えます。

### ○面会交流

「面会交流を行っていない」のは50.0%、「面会交流を行っている（いた）」のは45.2%と回答しています。母子家庭では、「面会交流を行っていない」が50.6%であるのに対し、回答数が少ないとはいえ父子家庭では、「面会交流を行っていない」が0.0%であり、対照的な結果となっています。

## (6) 子ども

親が仕事等で家を空けているとき子どもを見ているのは、21.6%が「別居の親や親族」、14.8%が「保育所・幼稚園」、12.5%が「学童保育室」と回答しています。「子どもだけでいる」と回答しているのは51.1%です。

子どもが病気になった時の対処として、62.5%が「仕事を休んだ」、52.3%が「親族・知人に子どもをみてもらった」、27.3%が「しかたなく子どもだけで留守番させた」と回答しています。

子どもの進学については、親の56.8%が「大学卒業」を希望しています。

## (7) 生活

### ○現在の生活状況

47.2%が「苦しい」、25.5%が「ふつう」、17.0%が「大変苦しい」と感じています。

### ○子どもに関する悩み、困りごと

母子家庭では、69.0%が「教育や進路」、35.7%が「しつけ」、17.9%が「食事や栄養など」と回答しています。父子家庭では、50.0%が「しつけ」、「食事や栄養など」と回答しています。寡婦は、33.3%が「特にない」、27.8%が「教育や進路」、22.2%が「就職」、「結婚」と回答しています。

## ○自分自身に関する悩み、困りごと

母子家庭では、76.2%が「家計」、46.4%が「仕事」、36.9%が「健康」を挙げています。父子家庭では、75.0%が「仕事」を挙げています。寡婦は、38.9%が「健康」、33.3%が「家計」、27.8%が「特にない」を挙げています。また、「その他」では、「将来の生活の不安、老後」等の回答が見られます。

## ○相談相手

相談相手が「いる」のは82.1%、「いないが欲しい」のは14.2%となっています。同居家族の有無別に見ると、「同居家族はいるが相談相手はおらず、欲しい」が12.5%、「同居家族はいないし相談相手もおらず、欲しい」が15.0%と回答しています。

相談相手として、「親や親族」、「友人・知人」、「職場の上司・同僚」等を挙げています。

## (8) 支援制度

### ○支援制度の認知状況

「ショートステイ、トワイライトステイ」、「町営住宅あき家待ち登録の優遇措置」、「母子・父子・寡婦福祉資金の貸付」について、40%以上が「知らない」と回答しています。

### ○支援制度の利用状況

「現在利用している」制度は、「島本町母子寡婦福祉会」、「母子・父子自立支援員」、「町営住宅あき家待ち登録の優遇措置」等を挙げています。また、「今後利用したい」制度として、「母子・父子・寡婦福祉資金の貸付」、「町営住宅あき家待ち登録の優遇措置」、「自立支援教育訓練給付金事業」等を挙げています。

### ○支援制度を知ったきっかけ

「町の広報紙」、「役場の窓口」、「町のサービス冊子」等を挙げています。

### ○相談や情報提供に関して望む支援策

「法律、就労、教育、育児などの専門的な相談の充実」、「町の広報紙での情報提供の充実」、「相談が身近な場所で受けられること」等を挙げ、情報や相談を身近に受けることができることや、ひとり親家庭等が抱えるさまざまな問題に対して専門的な助言を受けることができることを求めています。

### ○仕事や就労に関して望む支援策

「訓練受講や資格取得にかかる費用の助成や軽減措置」、「訓練や講習などが夜間・休日などの受講しやすい時間帯に開催されること」、「技能講習、職業訓練などの機会が増えること」等を挙げ、資格・技能を取得するための経済的な負担や機会（時間）に関する支援を求めています。

### ○子育てや生活に関して望む支援策

「子どもの教育・進学への経済的支援」、「手当や年金などの充実」、「医療費の助成」、「子どもの学力向上への支援」等を挙げ、経済的な支援、子ども自身への支援を求めています。

## 6. 今後の課題

### (1) ひとり親家庭等の人権啓発や交流の推進について

結婚や離婚、未婚などに対する偏見や理解不足が存在し、ひとり親家庭が悩みを抱えている現状があります。ひとり親家庭等の人権が尊重される地域社会の実現をめざすためには、地域や企業・事業所等に対する啓発活動を一層進めることが求められています。

また、アンケート調査において、子ども以外の同居家族がいない世帯が7割以上、同居家族の有無に関わらず相談相手を欲しがっている世帯が1割以上という結果が出ています。また、相談や情報提供に関して望む支援策として、「当事者同士で相談や情報交換できる機会や場があること」が全体の回答の15%以上を占めています。ひとり親家庭等の孤立を防ぐためには、母子寡婦福祉会等、当事者同士の親睦を図り助け合う場や機会の創出と、さらなる内容の充実、周知活動が必要です。

### (2) 相談及び情報提供について

家計、仕事、子育て、健康等、ひとり親家庭等が日常生活のさまざまな場面で抱えている問題を把握し、安心して生活を送ることができるよう支援や助言をするためには、母子・父子自立支援員を中心とした早期からの相談支援・情報提供が求められています。情報提供については、アンケート調査結果において「広報紙での情報提供の充実」が第一に挙げられていることから、情報を広範かつ確実に提供することが求められています。

また、養育費については、アンケート調査結果によると約4割の世帯で取り決めがなされていない状況です。子どもの養育に伴う経済的な負担を軽減させるため、養育費の取得に向けた相談・助言や情報提供を行うことが必要です。

### (3) 就労支援について

アンケート調査において、就労している方の5割以上が「収入が少なく、生活が苦しい」と答えており、転職を希望する方の70%以上が、理由に「収入が少ない」を挙げています。

また、就労していない方は就労できない理由として「必要な資格・知識・経験が不足している」を挙げています。ひとり親家庭等の経済的自立や安定した就労のためには、資格・技術取得なども含めた就労支援の充実が求められています。

特に、資格・技術取得としては、現在実施している自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練給付金等事業等の制度について「今後利用したい」と求める声が1割前後あることから、支援に関する相談・情報提供や内容の充実が必要となっています。

### (4) 子育て及び教育支援について

ひとり親家庭が、就労して自立していくためには子育て支援の充実が必要です。本町では、さまざまな子育て支援のための事業を実施していますが、現在、ひとり親家庭等の利用

が少ない状況にあります。アンケート調査において、今後の利用希望が挙げられていることから、支援に関する相談・情報提供やひとり親家庭に対する優遇措置、さらなる内容の充実等が求められています。

さらに、子どもの育ちについては、社会的な課題や動きとして、「貧困の世代間連鎖」に対する懸念の広がりや、平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行等があります。アンケート調査の「子育てや生活に関して望む支援策」では、「子どもの教育・進学への経済的支援」の選択が 70%を超え、最も希望が多く、また「子どもの学力向上への支援」が 25%と、4 番目に多く選択されるなど、ニーズが高い分野となっています。このようなことから、ひとり親家庭の子どもの教育に対する支援の更なる充実が求められています。

## **(5) 経済的支援について**

アンケート調査において、ひとり親家庭等の就労者のうち約半数が非正規のパート労働等となっており、また就労による収入は年間 200 万円未満の世帯が全体の 4 割弱を占めています。このようにひとり親家庭の経済的負担を軽減するために、各種手当や助成、福祉資金の貸付制度などが重要になってきます。アンケート調査によると、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を「今後利用したい」と求める声が 2 割以上あることや、経済面に関する支援を求める声が高いことから、早期からの相談対応及び支援の充実に努めることが求められています。

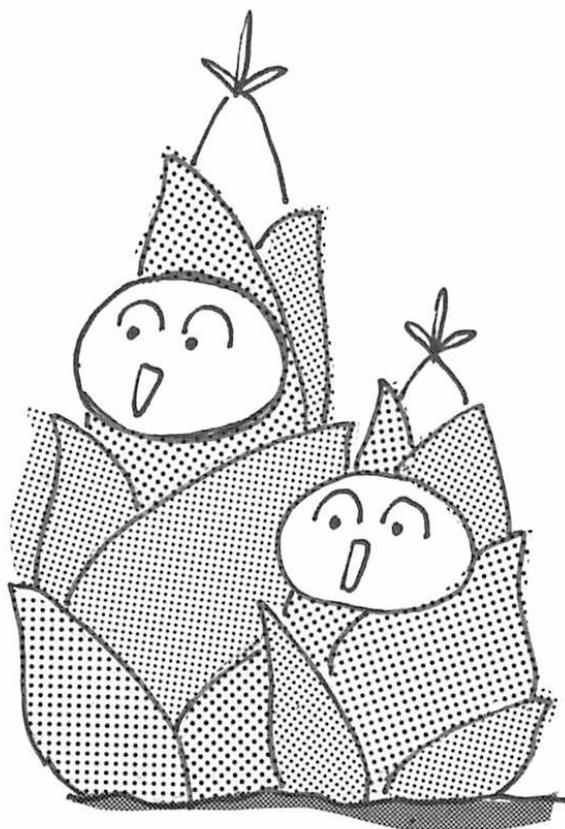
# 第3章 基本理念

## 1. 基本理念

### ひとり親家庭等が安定して生活し、子どもたちが健やかに育つまち

所得格差が拡大しつつあり、貧困の世代間連鎖が懸念される現在の社会において、子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭の親並びに寡婦が自らの力を発揮し安定した生活を営むとともに、安心して子どもを育て、子どもたちが健やかに育つことができるまちをめざします。

この基本理念は、『第3期島本町地域福祉計画』の基本理念「人びとの個性輝く、ふれあい豊かなやさしい地域づくり」や、近年の社会状況、第2期計画の実績及びアンケート調査結果等を踏まえて定めています。



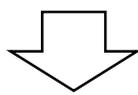
## 2. 基本目標

第3期計画の基本理念を踏まえ、分野別に5つの基本目標を設定し、その達成に向け各種事業に取り組んでいきます。

### 【5つの基本目標】

#### 1. 相談支援・情報提供の充実

ひとり親家庭等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、身近なところで気軽に相談できる体制の整備や、生活を支えるさまざまな情報の提供に努め、“ひとをささえるまちづくり”を進めます。



#### 2. 就労支援の充実

ひとり親家庭等が自立し安定した生活を送ることができるよう、就労を支援します。

#### 3. 子育て・教育支援の充実

ひとり親家庭等の子育てを支え、就労との両立をめざします。  
また、子どもの将来の自立を見据え、健やかな育ちや学びを支えます。

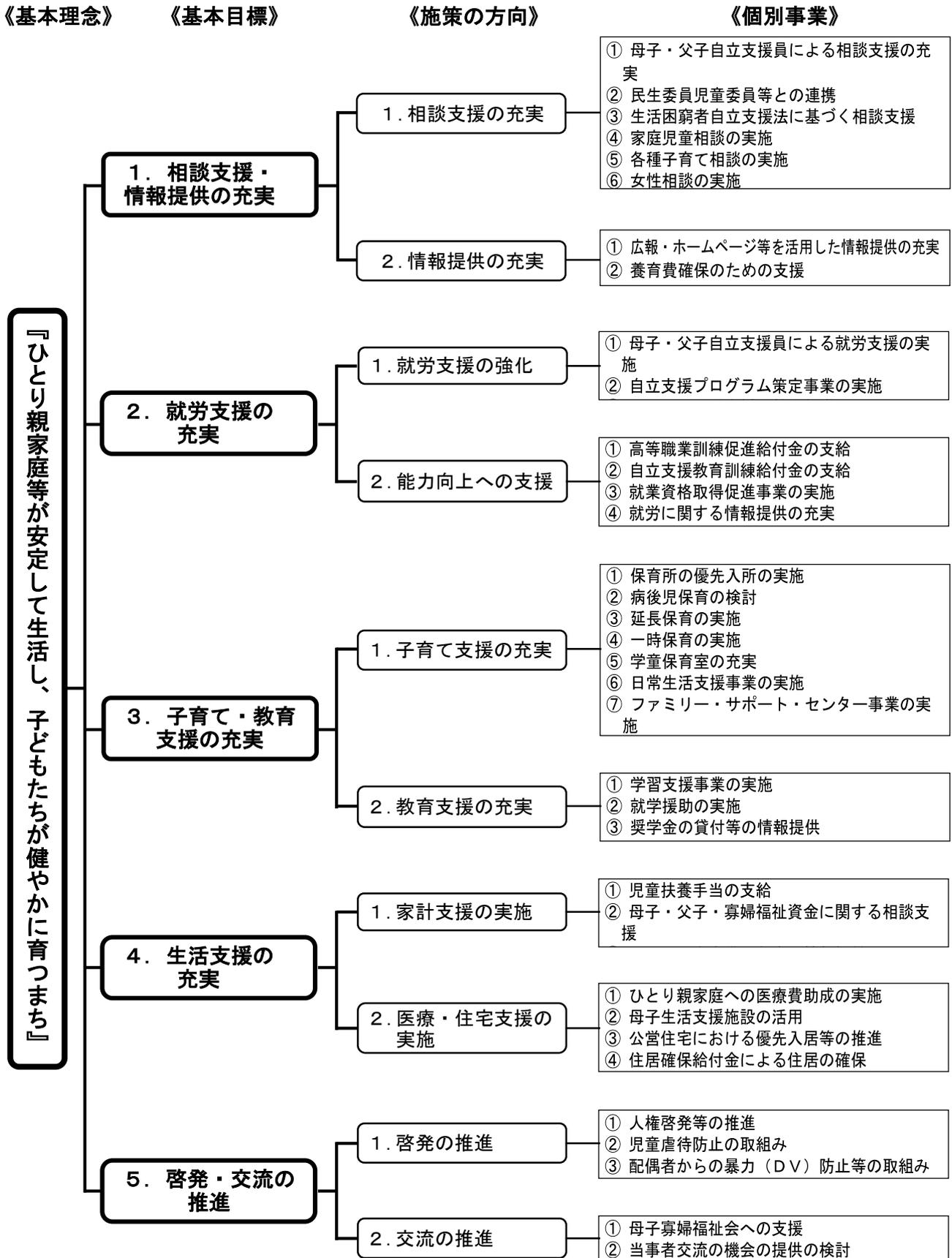
#### 4. 生活支援の充実

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、また生活基盤を立て直すため、医療・住宅など生活に関わるさまざまな面を支援します。

#### 5. 啓発・交流の推進

さまざまな支援の基盤となる、ひとり親家庭等の人権が尊重される“こころゆたかなまちづくり”を進めます。  
また、地域で支えあい・助け合って生活する“おたがいさま”の関係を再構築するため、当事者同士の交流の場や機会の充実を支援します。

### 3. 施策体系



# 第4章 基本方向

## 基本目標 1. 相談支援・情報提供の充実

### 1. 相談支援の充実

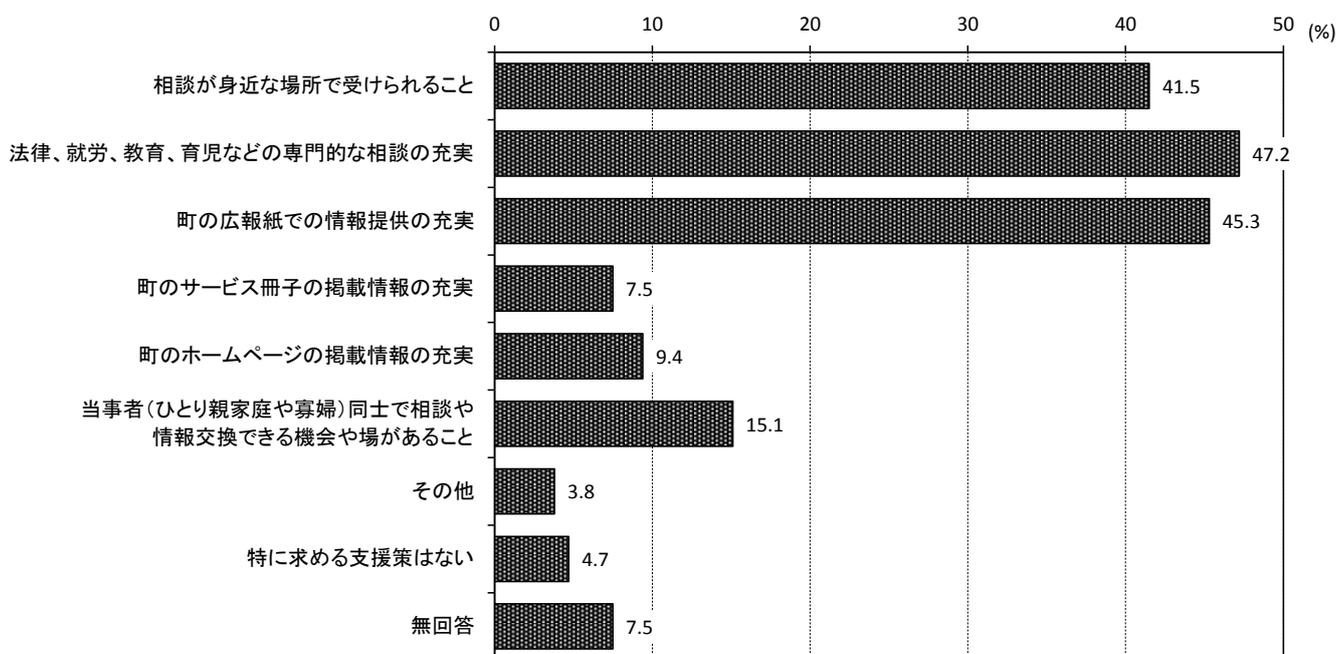
#### <現状と課題>

アンケート調査結果によれば、ひとり親家庭等は「専門的な相談の充実」や「相談が身近な場所で受けられること」を望んでおり、各種相談を充実させる必要があります。

ひとり親家庭等が抱える問題について、早期からの的確な相談支援を実施します。また、「母子・父子自立支援員」についてのさらなる周知や、インターネット等を活用するなどのより気軽に相談できるような手法が求められています。

#### <アンケート調査結果>

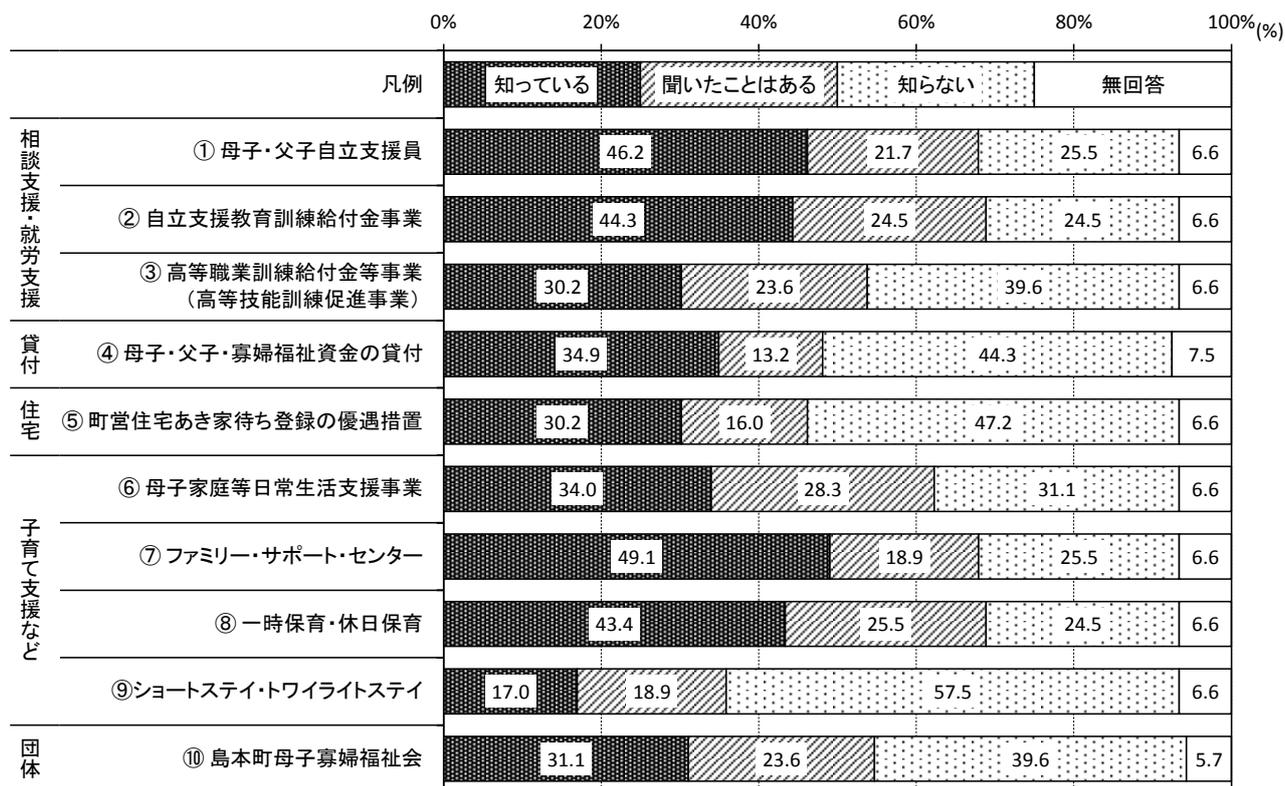
##### 【相談や情報提供に関して望む支援策】（複数回答）



##### ○相談や情報提供に関して望む支援策（上位3つ）

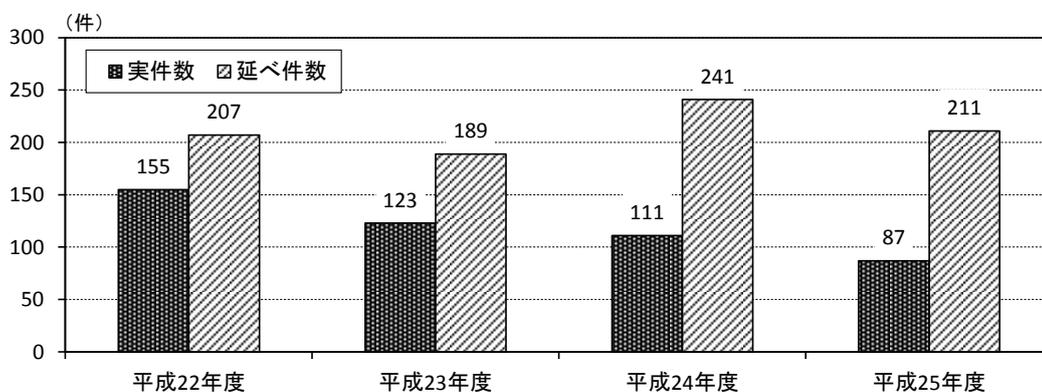
- ・「法律、就労、教育、育児などの専門的な相談の充実」（47.2%）
- ・「町の広報紙での情報提供の充実」（45.3%）
- ・「相談が身近な場所で受けられること」（41.5%）

## 【制度等の認知状況】



## ＜サービス利用状況＞

### 【母子・父子自立支援員の相談件数】



【母子・父子自立支援員の相談内容内訳】

相談内容	生活一般								児童					生活援護						その他	合計	
	住 宅	医 療	家 庭 紛 争	就 労	結 婚	養 育 費	借 金	そ の 他	養 育	教 育	非 行	就 職	そ の 他	母 子 福 祉 資 金	寡 婦 福 祉 資 金	公 的 年 金	児 童 扶 養 手 当	生 活 保 護 金	税 金			そ の 他
実件数	4	4	19	21	0	0	0	0	3	1	1	0	2	18	0	1	8	1	0	2	2	87
延件数	4	8	54	80	0	0	0	0	5	1	1	0	2	35	0	2	10	2	0	4	3	211

＜具体的事業＞

個別事業	取組み内容	担当部局	対象
①母子・父子自立支援員による相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子自立支援員が、生活の基盤である就労相談、生活保護、子育てに関わる相談など生活全般の相談に応じ、当事者に寄り添いながら、さまざまな問題の解決に向けた適切な助言や情報提供を行います。</li> <li>インターネット等を活用した情報共有や情報提供も含め、より気軽に相談できるような手法について検討します。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦
②民生委員児童委員等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員児童委員、大阪府母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）など、身近な地域の相談機関・窓口との連携を図り、早期からの相談支援に努めます。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦
③生活困窮者自立支援法に基づく相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活に困窮しているひとり親家庭等に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関による相談支援を行います。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦
④家庭児童相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭児童相談員が、虐待やしつけなど子育てに関するさまざまな相談に応じます。</li> </ul>	子育て支援課	母子家庭 父子家庭
⑤各種子育て相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師による育児相談、保育士による子育て相談など、さまざまな機関で子どもに関する相談に応じます。</li> </ul>	いきいき健康課 子育て支援課	母子家庭 父子家庭
⑥女性相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性のあらゆる悩みについて相談に応じ、助言や必要な支援を行います。</li> </ul>	人権文化センター	母子家庭 寡婦
⑦法律相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律的解釈が必要な生活上の問題について、弁護士や司法書士が相談に応じます。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦

## 2. 情報提供の充実

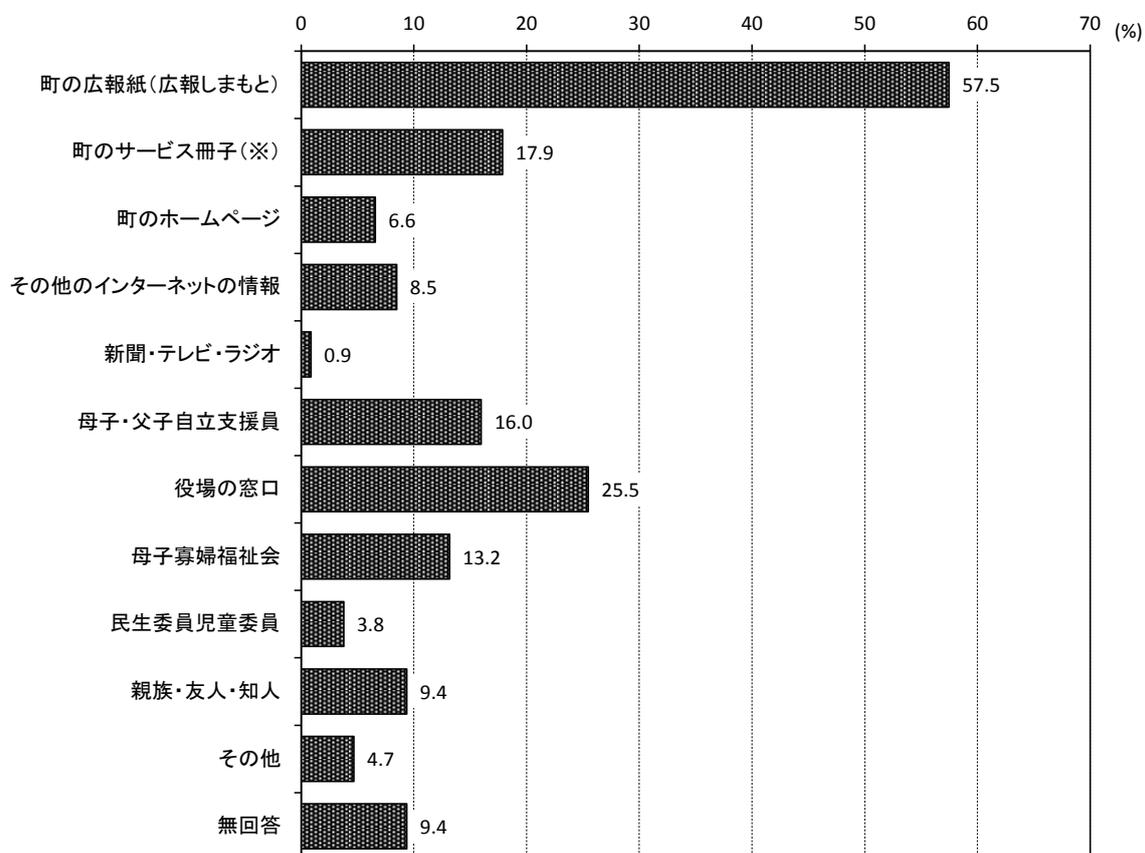
### <現状と課題>

アンケート結果からは、ひとり親家庭等の自立を支援する制度等を知らない方や、相談には至らないまま悩みを抱えて方がおられることが予想されます。今後、広報紙やホームページによる周知の強化のほか、事業や制度等を紹介するパンフレット等の内容の充実が求められています。

また、子どもの養育費については、アンケート調査結果で、「取り決めにしなかった」世帯が41.5%となっており、今後、養育費確保のための情報提供などの取組みを行い、養育費の取り決めや取得の促進を図る必要があります。

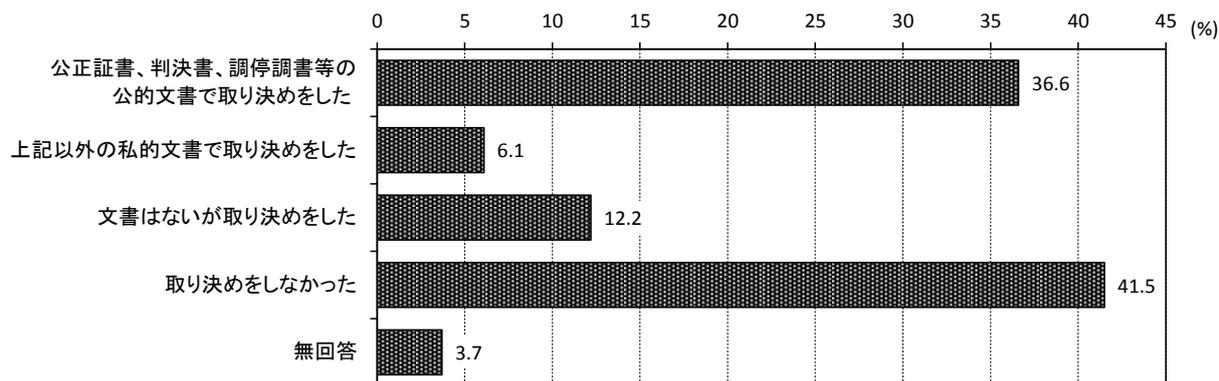
### <アンケート調査結果>

#### 【制度を知ったきっかけ】（複数回答）



※ ひとり親や寡婦のための制度を掲載する『ご存じですか？ひとり親家庭等各種制度について』(福祉推進課発行)や、子育て支援サービスを掲載する『子育て支援事業のご案内』(子育て支援課発行)など。

## 【養育費の取り決め状況】



## <具体的事業>

個別事業	取組み内容	担当部局	対象
①広報・ホームページ等を活用した情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の支援制度等について、広報しまもとへの掲載回数を増やすなど、情報提供の充実に努めます。</li> <li>大阪府母子福祉センターをはじめとした関係機関の取組みを盛り込むなど、ひとり親家庭の支援制度のパンフレットの内容を充実させるとともに、ホームページにも掲載します。</li> <li>各種窓口でひとり親家庭の支援制度等の必要な情報を確実に入手できるよう努めます。</li> <li>児童扶養手当の現況届の案内時に、支援制度のパンフレットを併せて送付します。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦
②養育費確保のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚前相談では、養育費の確保や各種支援制度の利用などについて、必要な助言や情報提供を行います。</li> <li>町の無料法律相談や面会交流の援助制度、養育費相談支援センター等による養育費相談などを紹介します。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭

## 基本目標 2. 就労支援の充実

### 1. 就労支援の強化

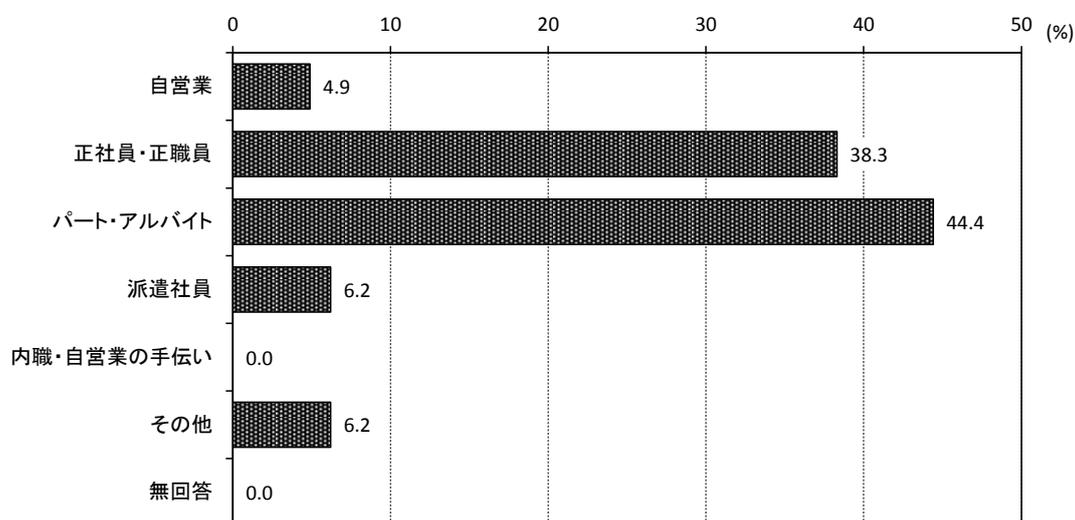
#### <現状と課題>

ひとり親家庭の親、とりわけ母子家庭の母については不安定な就労状況にあり、収入も低い状況です。収入や雇用条件でより良い就労の場を確保し、安定した生活を送ることができるよう、関係機関と連携したさまざまな就労支援が必要となっています。

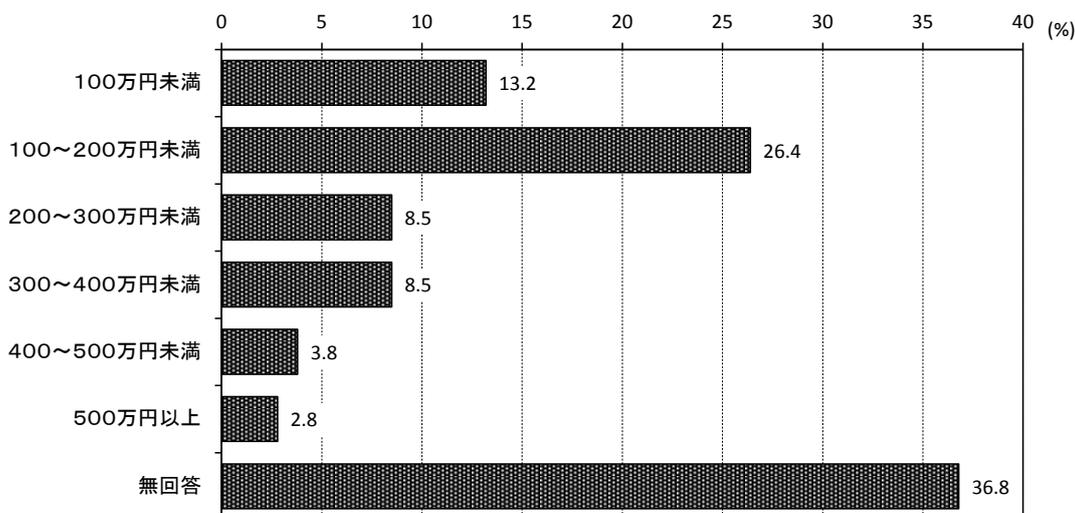
そのため、ハローワークへの同行など母子・父子自立支援員によるきめ細かな就労支援を行うとともに、情報提供などの充実を図ります。

#### <アンケート調査結果>

##### 【ひとり親家庭等の就労状況】



##### 【年間総収入のうちの就労収入】



<具体的事業>

個別事業	取組み内容	担当部局	対象
①母子・父子自立支援員による就労支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハローワークへの同行など、母子・父子自立支援員による就労支援を行います。</li> <li>● ハローワーク職員による役場での巡回相談への参加を促すなど、関係機関と連携して実際の就労に結びつくための支援を行います。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭
②自立支援プログラム策定事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを個別に作成し、きめ細やかな就労支援を行います。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭
③その他の就労支援・就労促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活に困窮しているひとり親家庭等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を行います。</li> <li>● 就職困難者を対象とした地域就労支援事業を実施し、地域での就労支援を実施します。</li> <li>● 三島地域の三市一町合同就職フェアを開催し、地元での就労を促進します。</li> </ul>	福祉推進課 にぎわい創造課	母子家庭 父子家庭 寡婦

2. 能力向上への支援

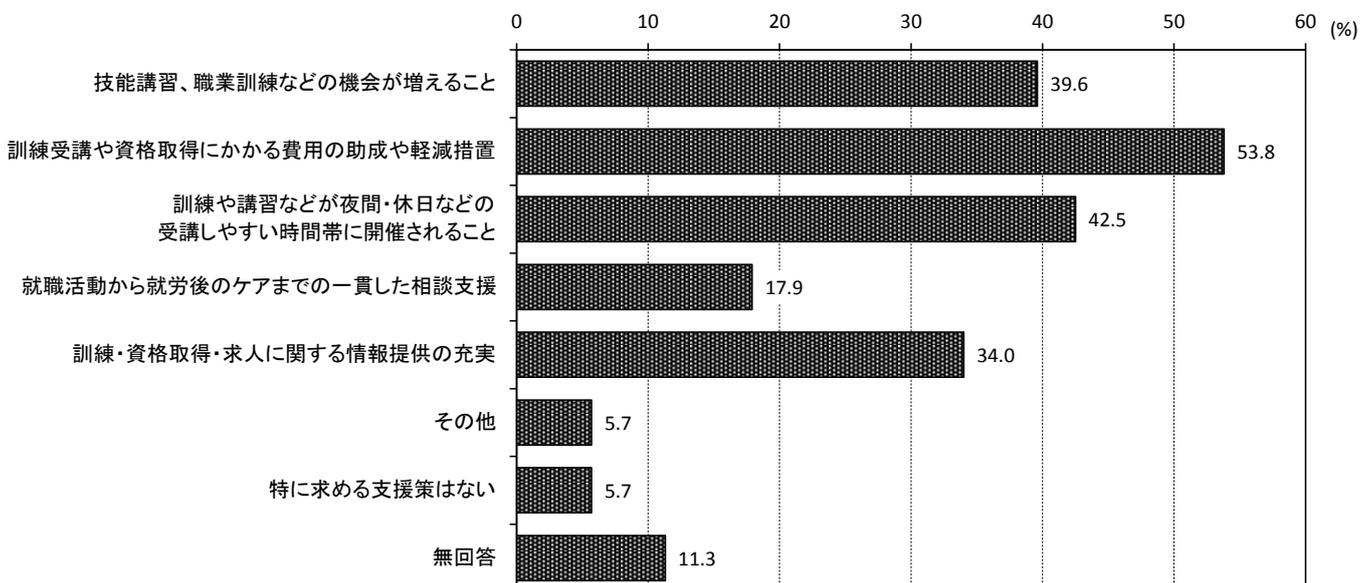
<現状と課題>

ひとり親家庭の親の就労については、「結婚、出産、育児等により離職した」や「過去に一度も働いた経験がない」、また「働いていたとしても、子育てのために不安定な就労状態である」場合が多くみられます。ひとり親家庭の親がより良い仕事に安定して就くことができるよう、能力開発や能力向上の機会の充実が必要となっています。

また、技術習得期間中の生活の安定や訓練・資格取得費用の負担を軽減するため、給付金の支給や制度の周知を図ります。

<アンケート調査結果>

【仕事や就労に関して望む支援策】（複数回答）



<サービス利用状況>

【高等職業訓練促進給付金】（平成23年度から実施）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数(人)	—	2	2	3
支給額(円)	—	3,434,000	2,538,000	2,603,500

【ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金】

(件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	2	0	1	0
利用件数	0	0	0	0

<具体的事業>

個別事業	取組み内容	担当部局	対象
①高等職業訓練促進給付金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師など、就職に有利かつ経済的自立に効果が高い資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため給付金を支給します。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦
②自立支援教育訓練給付金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険の教育訓練給付の資格を有していないひとり親家庭の親が指定講座を受講した場合に、講座修了後に給付金を支給します。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦
③就業資格取得促進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>町独自の支援策として、自動車運転免許など、就労に結びつきやすい資格取得に要した費用の一部を助成します。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦
④就労に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府母子家庭就業・自立支援センターが行う講習会など、能力向上の機会について情報提供を行います。</li> <li>ハローワークの求職者支援訓練や各種助成金について情報提供し、能力向上を支援します。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦

※「高等職業訓練促進給付金」は、平成23年度に高等技能訓練促進費として支給を開始し、平成26年度に現在の名称に変更されています。

# 基本目標 3. 子育て・教育支援の充実

## 1. 子育て支援の充実

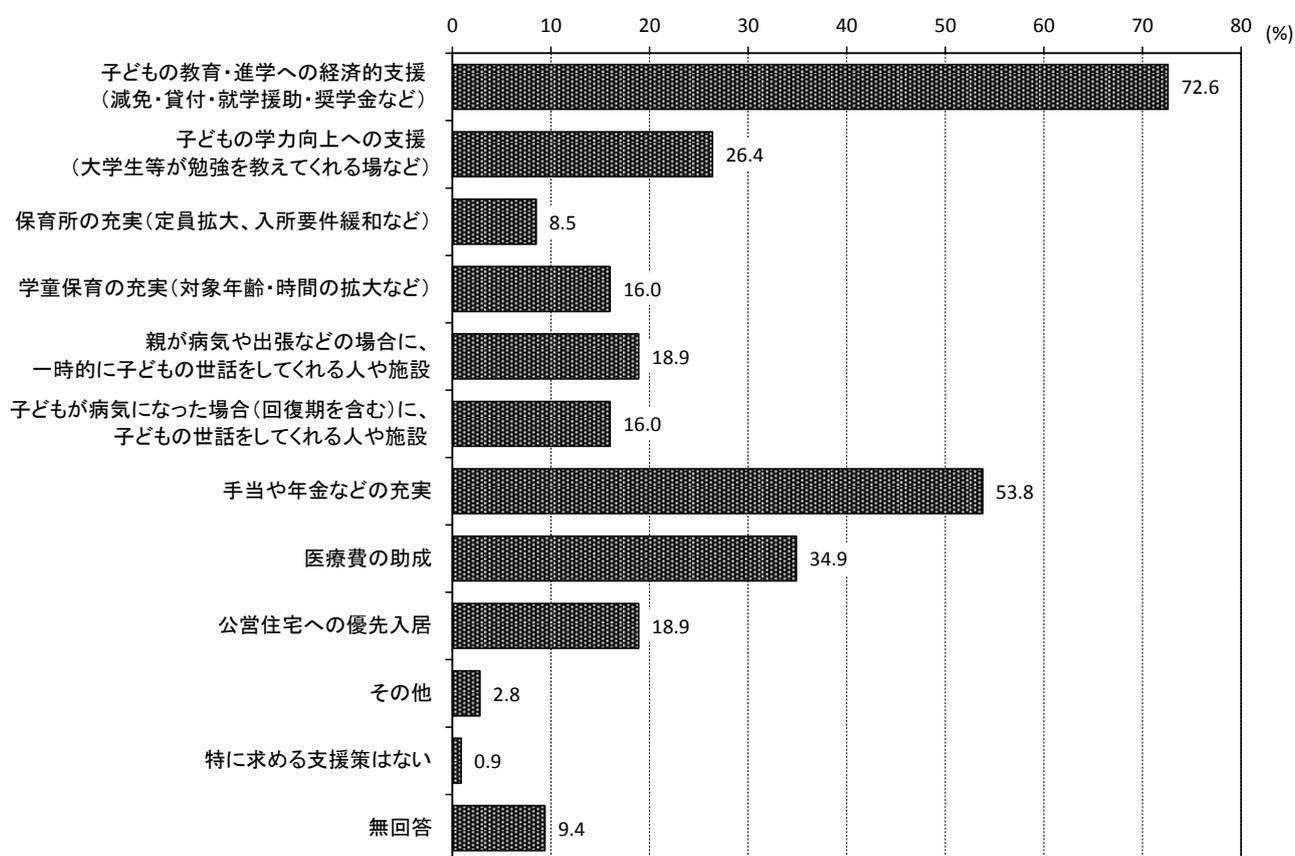
### <現状と課題>

保育サービスの充実などにより、ひとりで子育てを行うことへの負担を軽減し、子育てと仕事、または就業のための訓練などとの両立ができるよう支援することが重要です。

ひとり親家庭の親の子育てに対する負担を軽減し、さまざまなニーズに対応するために、保育サービスの充実を図ります。

### <アンケート調査結果>

#### 【子育てや生活に関して望む支援策】（複数回答）



#### ○子育てや生活に関して望む支援策（経済的な支援以外で上位3つ）

- ・「子どもの学力向上への支援」(26.4%)
- ・「公営住宅への優先入居」、「親が病気や出張などの場合に、一時的に子どもの世話をしてくれる人や施設」(18.9%)

<サービス利用状況>

【日常生活支援事業の利用状況】

(人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数	6	5	11	8
利用者数	1	0	2	0

<具体的事業>

個別事業	取組み内容	担当部局	対象
①保育所の優先入所の実施	● 入所判定基準にひとり親家庭としての特別の配慮を行い、ひとり親家庭の保育所の優先入所を実施します。	子育て支援課	母子家庭 父子家庭
②病後児保育の検討	● 病児・病後児保育について、事業のあり方を検討します。	子育て支援課	母子家庭 父子家庭
③延長保育の実施	● 町内の保育所で実施している延長保育を継続して実施します。	子育て支援課	母子家庭 父子家庭
④一時保育の実施	● 保護者が病気や仕事などで子どもの世話が一時的に困難になった場合に、民間保育所で、保育所の入所要件を満たさない子どもの預かりを実施します。	子育て支援課	母子家庭 父子家庭
⑤学童保育室の充実	● ひとり親家庭の児童の優先入室を推進します。 ● 障害がある児童の利用年限拡大などを継続して実施します。	子育て支援課	母子家庭 父子家庭
⑥日常生活支援事業の実施	● 一時的な疾病等により家事や育児が困難になった場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。 ● 家庭生活支援員の登録者を増やすよう努めます。	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦
⑦ファミリー・サポート・センター事業の実施	● 児童の預かり等の、育児の手助けをしてほしい人（依頼会員）としたい人（提供会員）が相互援助活動を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。	子育て支援課	母子家庭 父子家庭
⑧短期入所生活援助事業等の実施	● 保護者が病気や仕事などで子どもの世が一時的に困難になった場合に、児童養護施設で一時的に子どもを預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ）を実施します。 ● 保護者の仕事が恒常的に夜間にわたる場合などに、児童養護施設で生活指導等を行う夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施します。	子育て支援課	母子家庭 父子家庭

## 2. 教育支援の充実

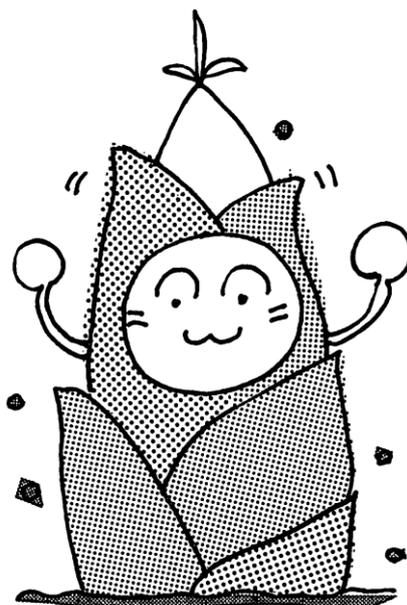
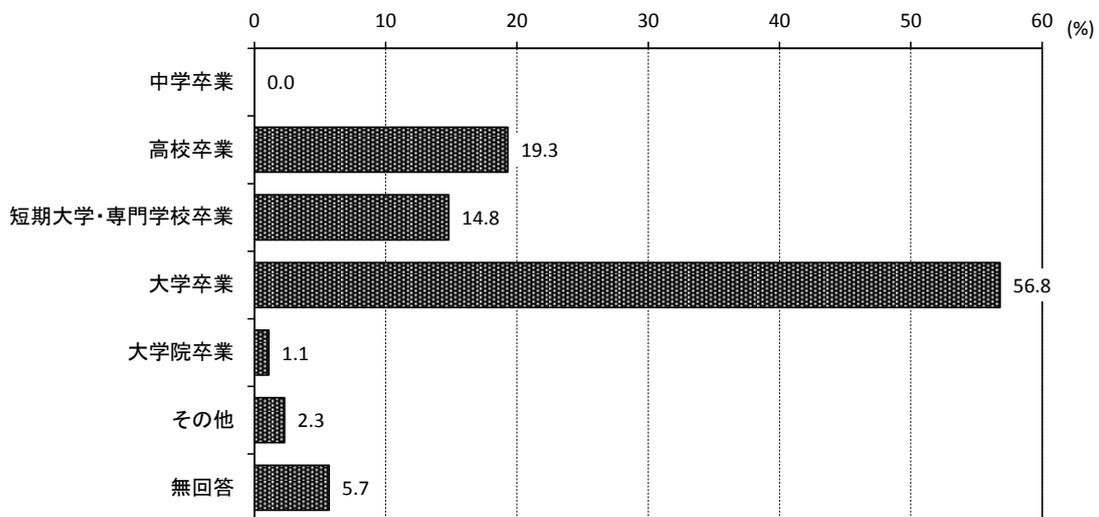
### <現状と課題>

ひとり親家庭の経済状況が厳しい中で、アンケート調査結果における子どもの進学についての希望は「大学卒業」が56.8%を占めています。経済的な理由によって就学が困難となることがないように、奨学金等の情報提供が必要となります。

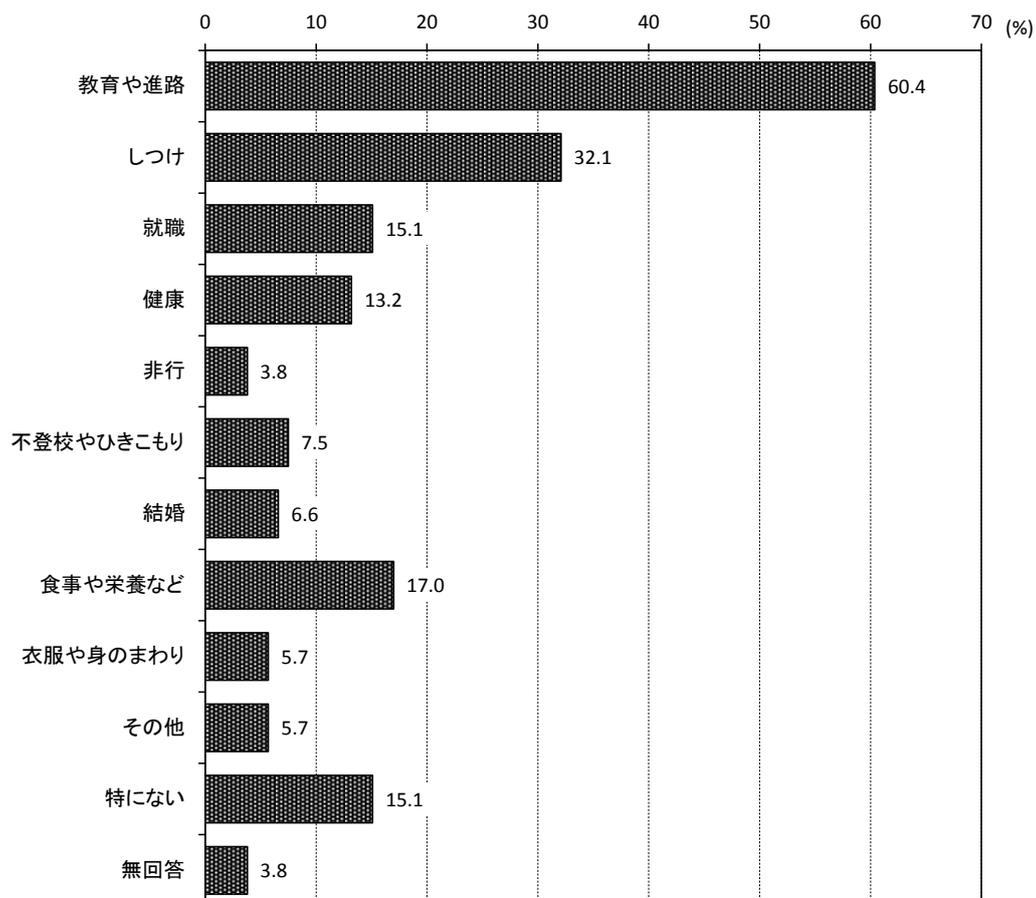
子どもの教育資金に関する貸付制度や奨学金・減免制度の情報提供、「生活困窮者自立支援法（平成27年4月から施行）」に基づく支援等の情報提供を行います。

### <アンケート調査結果>

#### 【子どもの進学に関する希望】



### 【子どもに関する悩みや困りごと】



### <具体的事業>

個別事業	取組み内容	担当部局	対象
①学習支援事業の実施	● 生活に困窮しているひとり親世帯の、学習に困っている子どもに対し、学習支援を実施します。	福祉推進課	母子家庭 父子家庭
②就学援助の実施	● 経済的理由により子どもの就学に困っている保護者を対象に、学用品費や学校給食費等を援助します。	教育総務課	母子家庭 父子家庭
③奨学金の貸付等の情報提供	● 進学に必要な教育資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度や奨学金・減免制度などの情報を提供し、経済的不安の軽減に努めます。	福祉推進課 教育総務課	母子家庭 父子家庭

## 基本目標 4. 生活支援の充実

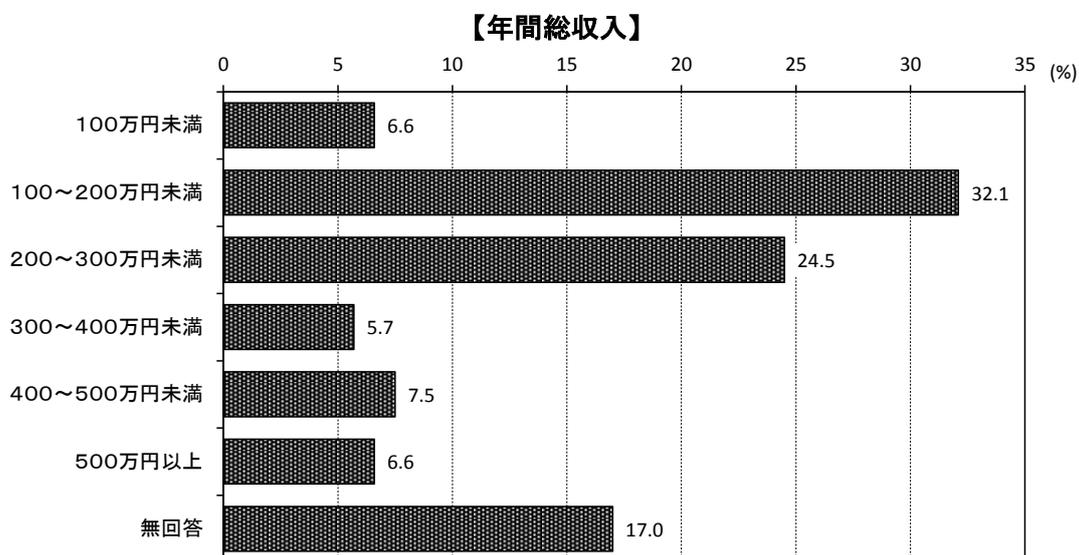
### 1. 家計支援の実施

#### <現状と課題>

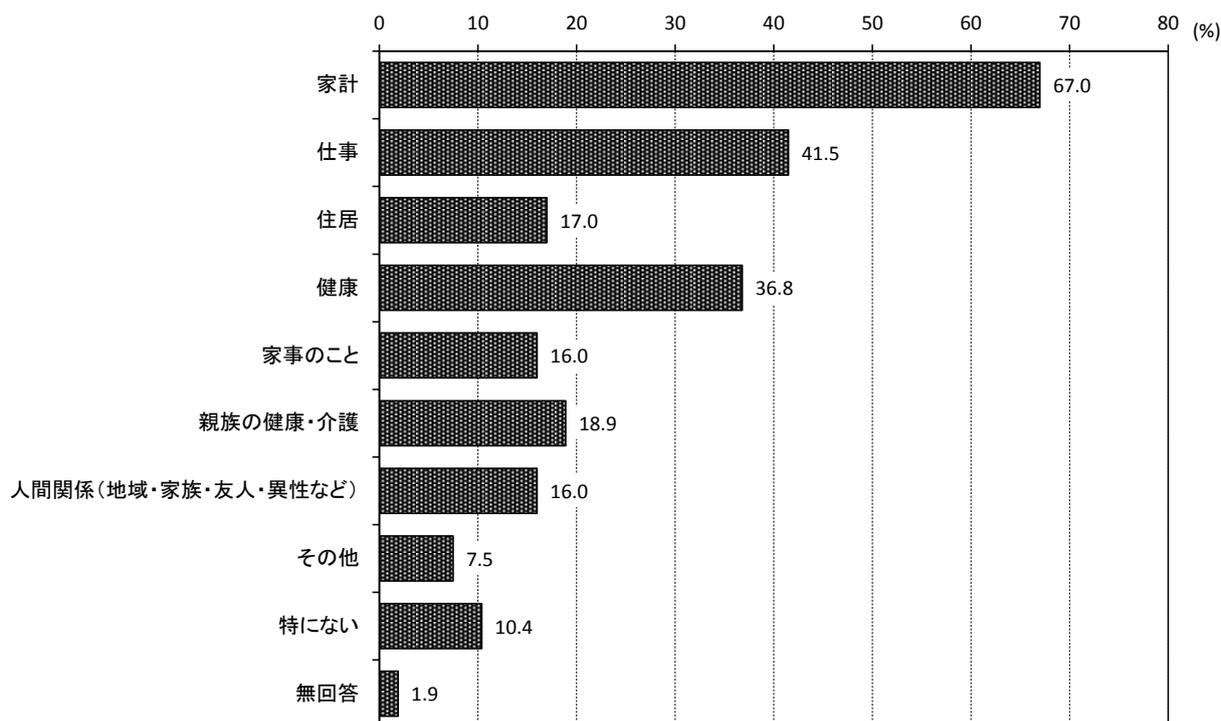
家計支援は、ひとり親家庭等の自立に向けた重要な課題です。アンケート調査結果においては、就労しているひとり親家庭の親の半数近くが非正規のパート労働等についています。また、年間総収入は、年間 200 万円未満の家庭が全体の 38.7%を占めているなど、生活の安定と自立を図るための支援が必要な状況です。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金や児童扶養手当制度等に関して、確実な情報提供により制度利用を促進し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ります。

#### <アンケート調査結果>



### 【自身に関する悩みや困りごと】（複数回答）



### <サービス利用状況>

#### 【母子・父子・寡婦福祉資金貸付業務】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談者数(人)	23	20	21	21
相談件数(件)	40	61	21	21
貸付決定者数(人)	8	8	4	4

(平成 22 年度は就学支度資金・修学資金・技能修得費のみ、平成 23 年度は就学支度資金・修学資金のみ、平成 24 年度以降は転宅資金・就学支度資金・修学資金のみ)

### <具体的事業>

個別事業	取組み内容	担当部局	対象
①児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら、適正な給付業務を実施します。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭
②母子・父子・寡婦福祉資金に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭及び寡婦の生活安定と子どもの福祉の増進を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する相談支援を行います。</li> <li>母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供に努めます。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦
③生活福祉資金貸付制度の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会が運用している生活福祉資金貸付制度の情報提供に努め、社会福祉協議会と連携した支援を行います。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦

## 2. 医療・住宅支援の実施

### <現状と課題>

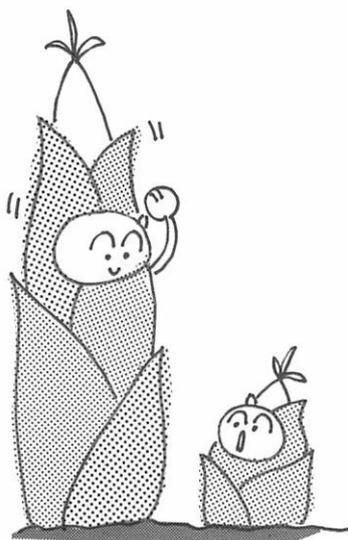
ひとり親家庭等の自立に向けて、医療費の助成や住居の確保など生活基盤の立て直しのための幅広い支援が必要となっています。

そのため、母子生活支援施設への入所措置、公営住宅の抽選時の優遇措置など、さまざまな支援の充実を図ります。

また、各制度等の認知状況も低いことから、母子・父子自立支援員等による情報提供や、広報紙、ホームページ等による広報の充実を図ります。

### <具体的事業>

個別事業	取組み内容	担当部局	対象
①ひとり親家庭へ医療費助成の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするため、医療費の一部を助成します。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭
②母子生活支援施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の状況により、必要と判断した場合には母子生活支援施設への入所措置を行います。</li> <li>DVからの避難などさまざまな事情で入所した母子家庭に対し、心身と生活を安定させるための相談援助を進めながら自立を支援していきます。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭
③公営住宅における優先入居等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営緑地公園住宅のあき家待ち入居募集の抽選時に、ひとり親家庭の抽選回数を2回とする倍率優遇方式による優先入居を実施します。</li> <li>府営住宅の入居募集に関する情報提供を行います。</li> </ul>	都市計画課	母子家庭 父子家庭
④住居確保給付金による住居の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>離職により住居を喪失した方、その恐れのある方に住居確保給付金を支給し、住居の確保につなげるとともに、就労支援など自立に向けた支援を行います。</li> </ul>	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦



# 基本目標 5. 啓発・交流の推進

## 1. 啓発の推進

### <現状と課題>

ひとり親家庭等が生活を送るうえで、個人として尊重され、個性や意欲、能力を生かしながら自己表現ができる社会を推進していく必要があります。ひとり親家庭等の人権が不当な差別や偏見により侵害されることがないように、住民、企業など地域全体に向けた人権教育・啓発の取組みを推進します。

子育て家庭を取り巻く環境が変わってきている中、ひとり親家庭の子育ての負担や不安も増大しています。子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響することが考えられる児童虐待を未然に防止するための取組みを進めます。

また、アンケート調査結果から、ひとり親家庭になった理由として「離婚（配偶者からの暴力）」を挙げる母子家庭の母の割合が24%となっていることから、配偶者からの暴力（DV）防止のための啓発活動や支援を進めます。

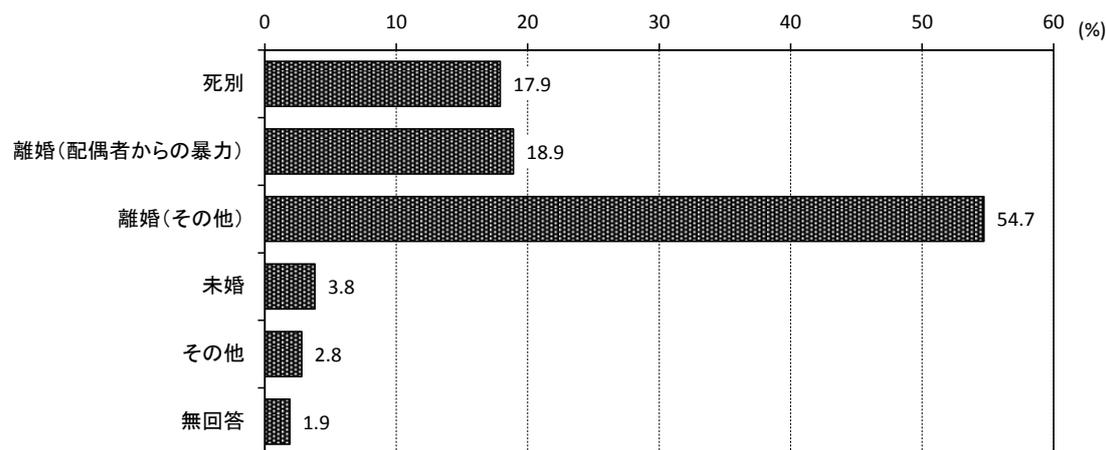
### <アンケート調査結果>

#### 【仕事上の悩み】（複数回答）

##### ○人権教育・啓発に関する回答の割合

- ・「残業や休日出勤が多く、家事や育児との両立が困難」（19.8%）
- ・「リストラなどの対象になりやすい」（7.4%）
- ・「職場で、上司や同僚の理解が得られない」（3.7%）

#### 【ひとり親になった理由】（母子家庭、父子家庭、寡婦の合計）



<具体的事業>

個別事業	取組み内容	担当部局	対象
①人権啓発等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、啓発等の取組みを進めます。</li> <li>● ひとり親家庭等が社会を構成するさまざまな家族の一形態として認識され、地域でいきいきと生活ができるよう、啓発等の取組みを進めます。</li> </ul>	人権文化センター	母子家庭 父子家庭 寡婦
②児童虐待防止の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭児童相談員への通報に加え、育児相談等関係部局などからの情報により、虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努めます。</li> </ul>	子育て支援課	母子家庭 父子家庭
③配偶者からの暴力（DV）防止の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民がDVの実態や問題点などに関して理解を深め、DVを許さないという意識を広く共有できるよう、広報やリーフレットなどを通じ積極的に啓発を行います。</li> <li>● DV被害当事者に対しては、関係機関と連携し、保護やその後の自立に向けた支援を行います。</li> </ul>	人権文化センター 福祉推進課	母子家庭 父子家庭

## 2. 交流の推進

### <現状と課題>

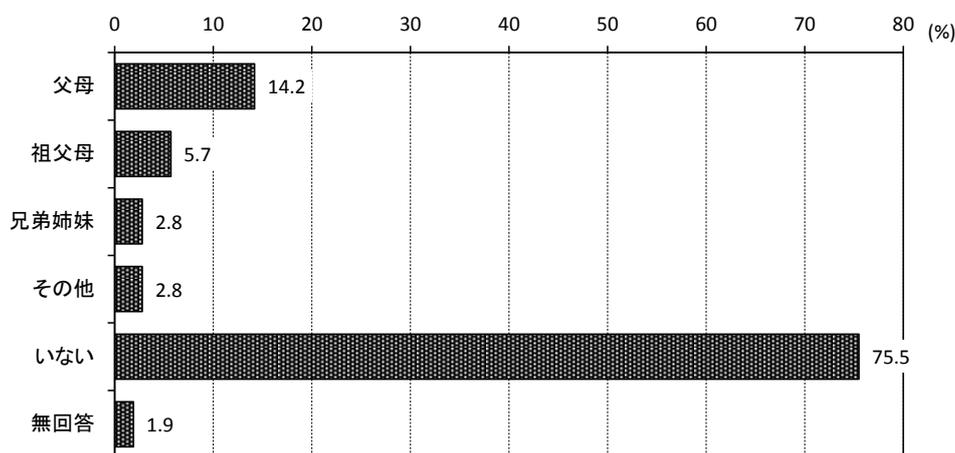
核家族化の進行や厳しい経済状況のもとで、仕事と子育てをひとりで担っているケースが多いひとり親家庭等の親は、精神的、肉体的負担が大きくなっています。アンケート調査結果においては、「子ども以外の同居家族がいないひとり親世帯」が75.5%と高い割合になっており、そのうち15.0%は「相談相手がないが欲しい」と回答しています。

また、相談や情報提供に関して望む支援策として、「当事者同士で相談や情報交換できる機会や場があること」が全体の回答の15%を占めています。これらのことから、ひとり親家庭等の孤立を防ぐための支援が必要となっています。

当事者同士の親睦を図り、互いに励まし合い助け合う仲間づくりなどに取組む母子寡婦福祉会の活動を支援します。

### <アンケート調査結果>

#### 【同居家族の状況】（複数回答）



#### ○相談相手を求める回答の割合

- ・「同居家族はいるが相談相手はおらず、欲しい」（12.5%）
- ・「同居家族はいないし相談相手もおらず、欲しい」（15.0%）

### <具体的事業>

個別事業	取組み内容	担当部局	対象
①母子寡婦福祉会への支援	● 町内在住の母子家庭や寡婦で構成される当事者団体である母子寡婦福祉会に補助金を交付し、親睦会やイベントでの交流をはじめとした活動を支援します。	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦
②当事者交流の機会の提供の検討	● 当事者同士で相談や情報共有できる機会や場を作るための手法を検討します。	福祉推進課	母子家庭 父子家庭 寡婦



## 參考資料

---

# 1. 諮問

島健福第 2648 号  
平成 26 年 12 月 24 日

島本町住民福祉審議会 会長 様

島本町長 川口 裕

## 第3期島本町ひとり親家庭等自立促進計画(案)について(諮問)

第3期島本町ひとり親家庭等自立促進計画を策定するにあたり、島本町住民福祉審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

## 2. 答申

平成27年2月23日

島本町長 川口 裕 様

島本町住民福祉審議会  
会長 明石 隆行

### 第3期島本町ひとり親家庭等自立促進計画(案)について(答申)

平成26年12月24日付け、島健福第2648号で貴職から諮問がありました標記について、次のとおり答申します。

#### 記

第3期島本町ひとり親家庭等自立促進計画(案)については、概ね妥当と認め、計画(修正案)を添えて答申する。

なお、特に次の意見に留意され、円滑な事業実施に努められたい。

#### <意見>

1. ひとり親家庭の自立の促進や貧困の連鎖の防止を図るため、平成27年度から開始される子ども・子育て支援新制度及び生活困窮者自立支援制度との連携を図り、子育て・教育支援のさらなる充実に努められたい。
2. ひとり親家庭、とりわけ母子家庭の母の就労収入が低い状況などを踏まえ、資格取得の助成制度や講座情報などの啓発も含め、ハローワーク等関係機関と連携した就労支援のさらなる充実に努められたい。
3. 平成26年10月に、母子寡婦福祉法が母子父子寡婦福祉法と改正され、父子家庭への支援が明記されたことを踏まえ、父子家庭への支援のさらなる充実に努められたい。
4. ひとり親家庭等の抱えるさまざまな課題の解決に向け、寄り添いながら適切な相談支援・情報提供を行うとともに、インターネット等の活用により、気軽に相談できる体制の整備に努められたい。

### 3. 第3期島本町ひとり親家庭等自立促進計画策定までの経過

会議名称	開催年月日	内 容
平成26年度第1回 島本町住民福祉審議会	平成26年 12月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会長・副会長の選出について</li> <li>● 第3期ひとり親家庭等自立促進計画(案)の諮問について</li> <li>● 現行計画(第2期母子家庭等自立促進計画)の進捗状況について</li> <li>● アンケート調査結果について</li> <li>● 次期計画(第3期ひとり親家庭等自立促進計画)の策定に向けて</li> </ul>
平成26年度第2回 島本町住民福祉審議会	平成27年 1月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第3期ひとり親家庭等自立促進計画(案)」について</li> </ul>
平成26年度第3回 島本町住民福祉審議会	平成27年 2月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第3期ひとり親家庭等自立促進計画(案)」について</li> <li>● 計画案の修正について</li> <li>● 計画の答申について</li> </ul>
平成26年度第4回 島本町住民福祉審議会	平成27年 2月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第3期ひとり親家庭等自立促進計画(案)」について               <ol style="list-style-type: none"> <li>① パブリックコメント結果報告について</li> <li>② 計画修正案について</li> <li>③ 答申(案)について</li> </ol> </li> </ul>

## 4. 島本町住民福祉審議会設置条例

昭和61年3月31日

条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき島本町住民福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、住民福祉に関する事項について調査審議し、意見を具申するものとする。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず住民福祉に関し、必要に応じて、町長に意見を述べることができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査審議する事項のうち、町長が必要と認めた特別の事項について議事に参与する。

3 臨時委員は、町長が委嘱し、その任期は前項の特別の事項について審議を終了したときをもって終わるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の定足数は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上とする。

3 審議会は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月27日条例第11号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年11月11日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第16号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月16日条例第1号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 5. 島本町住民福祉審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	明石 隆行	種智院大学 人文学部社会福祉学科長
副会長	栗山 隆信	一般社団法人 高槻市医師会 副会長
委 員	浅野 淳子	公募委員
〃	小田 泰宏	藍野大学 医療保健学部 教授
〃	加藤 辰男	一般社団法人 高槻市歯科医師会
〃	加藤 幸雄	島本町身体障害者福祉協会 会長
〃	木村 和成	立命館大学 法学部 准教授
〃	小林 勝	大阪府茨木保健所 次長
〃	田中 千津子	公募委員
〃	田中 照子	島本町母子寡婦福祉会 副会長
〃	土岐 順一	島本町年長者クラブ連合会 会長
〃	中村 智	島本町社会教育委員会議
〃	中村 民子	島本町民生委員児童委員協議会 副会長
〃	野間 哲夫	島本地域人権協会 会長
〃	濱田 悌	島本町介護者家族の会 会長
〃	村瀬 愛	社会福祉法人 大阪水上隣保館 法人事務局 法人参与
〃	横井 正子	社会福祉法人 島本町社会福祉協議会 理事

## 6. 用語集

(五十音順)

用語	内容
延長保育	保育所において 11 時間の開所時間の前後にさらに 30 分以上の預かり時間を延長して、子どもの預かりを行うこと（延長保育料が必要）。
児童虐待	保護者が児童に対して、身体的・性的・心理的な虐待を与える、またはネグレクト（養育の放棄、怠慢）を行うこと。
児童扶養手当	ひとり親家庭等の自立支援のため、ひとり親家庭等で児童を養育している母、父、または父母に代わって児童を養育している者に対して支給される手当。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の福祉団体で、都道府県、市町村ごとに組織されている。島本町社会福祉協議会はふれあいセンター内にあり、生活困窮者への自立相談支援事業や、各種相談業務、生活福祉資金の貸付、地域での子育てサロンの実施、ボランティアセンターの運営、介護・福祉サービスの提供などを行っている。
自立支援プログラム	児童扶養手当を受給しているひとり親の自立のため、母子・父子自立支援員が、個々の状況・ニーズに対応した自立のプログラムを策定し、ハローワーク等と連携し就労支援を行うもの。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や交際相手など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要など生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれる。
病児・病後児保育	児童が病気の間または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う保育サービス。
母子生活支援施設	DV被害などさまざまな課題を抱えた、18 歳未満の子どものいる母子家庭が入所し、母子の生活と自立を支援する施設。退所した母子家庭についても相談その他の援助を行う。
母子・父子・寡婦福祉資金	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るため、子どもの進学や親自身の技能習得、転宅などに資金を貸し付ける制度等（無利子または低利子）。
民生委員児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、「児童委員」を兼ねる。



## 第3期 島本町ひとり親家庭等自立促進計画

平成27年3月

発行：島本町健康福祉部福祉推進課

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話：075-962-7460（直通） FAX：075-962-5652

